

第五十一回 参議院農林水産委員会 會議録第二十四号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

午後一時五十七分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

鶴岡 哲夫君

補欠選任

村田 秀三君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 齊君

理事

野知 浩之君
武内 五郎君
渡辺 勘吉君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
任田 新治君
仲原 善一君
森部 隆輔君
八木 一郎君
川村 清一君
村田 秀三君
森中 守義君
矢山 有作君
北條 雋八君

國務大臣

農林 大臣 坂田 英一君

政府委員

農林政務次官 後藤 義隆君
農林省畜産局長 檜垣徳太郎君

本日の會議に付した案件
○畜産物の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
五月十一日、鶴岡哲夫君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君が選任されました。

○委員長(山崎齊君) 次に、畜産物の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことといたします。
○矢山有作君 それじゃ、この間伺っていたのが乳製品の製造販売経費のあたりまでだったと思うのですが、それに引き続いて、その問題で少しお伺いしたいんですけれども、それより前に、いま各地域で乳価交渉が行なわれておりますので、現在の乳価交渉の状況というものを一応御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 御承知のとおり、本年の四月一日から新しい加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が施行されることになりました。その制度をささえるための生乳の生産者の団体の新しい編成がえが行なわれました。制度上は指定生乳生産者団体として充足したのでございます。
まず、生乳生産者団体の指定の状況でございますが、四十六都道府県のうち本日までに四十二の都道府県が指定団体と相なっております。あと新潟、埼玉、神奈川、京都の四県について指定が行なわれておりませんが、これらの諸県につきましても遠からず指定の手続が行なわれる予定でございます。

四月一日から新しい制度に移行いたしますに伴いまして、乳価の交渉が新しい団体と乳業者の間で行われるわけでありまして、現在までのところ、端的に申しまして、急速に整備をいたしまして指定団体の組織運営のスタートというふうなところ等に相当のエネルギーを必要としてまいりました関係上、新年度の乳価交渉は現段階ではそれほど著しくは進んでおりません。達観をして全国の状態を申しますならば、現段階ではまだ最終的な用途別乳価の決定に至るまでの間の暫定乳価の取りきめの段階と見てよいかと思ひますのでござい

ます。これも地域によりまして進行の度合いがだいぶ違つてございまして、農業団体の側から乳価要求が出たもので、メーカー側の意向が示されていない地域、あるいはメーカー側から新乳価の提示がされて農業団体がそれに対する態度を明確にまだしていない地域、そういうふうないろいろなございまして、新乳価、つまり用途別の新乳価の決定は今後の問題である、これからの問題であるというふうな御理解を願つてよい段階ではないかと存じます。

○矢山有作君 まだ十分進んでないようですが、そこで伺いたいと思ひますのは、加工原料乳の基準取引價格というのは、これは私が申し上げるまでもなしに、これを下回つてはいけませんという最低限の價格ですか、それによつて生乳生産者団体とメーカーとの交渉によれば、むしろ現在の乳製品の市況状況から考えて、この基準取引價格よりも上回つたところで交渉をやつていくという傾向が団体の間には非常に強いのではないかと

思ひます。この点について畜産局ではどういうふうな考へておられるのか、この点の考へ方をお示し願ひたいと思ひます。
○政府委員(檜垣徳太郎君) お話しのとおり、加工原料乳についての基準取引價格は、この制度のもとでは、この水準を下回る取引をした乳業者が生産をいたしました乳製品については、乳製品価格

格下落の際には畜産振興事業団が買い出動する場合の對象にしないというたてまえに相なつております。そういう意味ではその基準取引價格はこれ以上下回つてはならないという意味を持つものでございまして、ただ、これも矢山先生十分御理解をいただいておりますのでございまして、けれども、従来の基準取引價格は、御承知のように、乳価が需給の事情によつて上下に変動いたします場合の変動の最低限を基準價格として定めておつたのでございまして、今回の基準價格は、制度に基づきまして加工原料乳の價格を乳製品の安定水準價格から誘導いたしました形で算出をいたしましたものでございまして、そういう意味ではいわゆる下ざさ

え價格とは別個の性格を持つてゐるものであります。したがつて、乳製品が安定水準にありとすれば、基準取引價格は取引の水準として妥当な價格であるという意味を持つものでございまして、ところが、お話しのごさいますように、現在の時点におきましては、乳製品の價格水準は法律に基づいて定められました安定指標價格の水準よりも上回つておるわけでございます。でございまして、農業生産者団体におきましては、加工原料乳の取引價格水準を基準價格以上の線できめられてしかるべきであるという主張が広範囲にありますが、これは御指摘のとおりでございます。これにつきまして私も畜産局としての指導の基本的な態度としては、乳製品の價格の安定水準は法の定めるところに従ひまして、安定指標價格の水準に落ちつるよう操作していくというたてまえをとつておるのでありますから、基準的な加工原料乳の取引價格は、政府が告示いたしました基準價格を採用することが適當である、ただし現段階におきまして乳製品が好況であります場合には、乳業者としては支払いの能力がそれ以上あるというこ

とは當然でございしますので、その支払い能力を基

格下落の際には畜産振興事業団が買い出動する場合の對象にしないというたてまえに相なつております。そういう意味ではその基準取引價格はこれ以上下回つてはならないという意味を持つものでございまして、ただ、これも矢山先生十分御理解をいただいておりますのでございまして、けれども、従来の基準取引價格は、御承知のように、乳価が需給の事情によつて上下に変動いたします場合の変動の最低限を基準價格として定めておつたのでございまして、今回の基準價格は、制度に基づきまして加工原料乳の價格を乳製品の安定水準價格から誘導いたしました形で算出をいたしましたものでございまして、そういう意味ではいわゆる下ざさ

え價格とは別個の性格を持つてゐるものであります。したがつて、乳製品が安定水準にありとすれば、基準取引價格は取引の水準として妥当な價格であるという意味を持つものでございまして、ところが、お話しのごさいますように、現在の時点におきましては、乳製品の價格水準は法律に基づいて定められました安定指標價格の水準よりも上回つておるわけでございます。でございまして、農業生産者団体におきましては、加工原料乳の取引價格水準を基準價格以上の線できめられてしかるべきであるという主張が広範囲にありますが、これは御指摘のとおりでございます。これにつきまして私も畜産局としての指導の基本的な態度としては、乳製品の價格の安定水準は法の定めるところに従ひまして、安定指標價格の水準に落ちつるよう操作していくというたてまえをとつておるのでありますから、基準的な加工原料乳の取引價格は、政府が告示いたしました基準價格を採用することが適當である、ただし現段階におきまして乳製品が好況であります場合には、乳業者としては支払いの能力がそれ以上あるというこ

とは當然でございしますので、その支払い能力を基

格下落の際には畜産振興事業団が買い出動する場合の對象にしないというたてまえに相なつております。そういう意味ではその基準取引價格はこれ以上下回つてはならないという意味を持つものでございまして、ただ、これも矢山先生十分御理解をいただいておりますのでございまして、けれども、従来の基準取引價格は、御承知のように、乳価が需給の事情によつて上下に変動いたします場合の変動の最低限を基準價格として定めておつたのでございまして、今回の基準價格は、制度に基づきまして加工原料乳の價格を乳製品の安定水準價格から誘導いたしました形で算出をいたしましたものでございまして、そういう意味ではいわゆる下ざさ

え價格とは別個の性格を持つてゐるものであります。したがつて、乳製品が安定水準にありとすれば、基準取引價格は取引の水準として妥当な價格であるという意味を持つものでございまして、ところが、お話しのごさいますように、現在の時点におきましては、乳製品の價格水準は法律に基づいて定められました安定指標價格の水準よりも上回つておるわけでございます。でございまして、農業生産者団体におきましては、加工原料乳の取引價格水準を基準價格以上の線できめられてしかるべきであるという主張が広範囲にありますが、これは御指摘のとおりでございます。これにつきまして私も畜産局としての指導の基本的な態度としては、乳製品の價格の安定水準は法の定めるところに従ひまして、安定指標價格の水準に落ちつるよう操作していくというたてまえをとつておるのでありますから、基準的な加工原料乳の取引價格は、政府が告示いたしました基準價格を採用することが適當である、ただし現段階におきまして乳製品が好況であります場合には、乳業者としては支払いの能力がそれ以上あるというこ

とは當然でございしますので、その支払い能力を基

準価格に加えて、支払い方法としては市価によって変動を部分でございまして、これはどういう形がいいということでは一律的に、あるいは有権的に指導をするという考え方を持っておりませんが、需給事情によって起る価格の変動及び価格変動に基づく支払い能力の変化ということでございますので、一種の生産奨励的なもの、もしくは支払い余力の範囲で、あと支払いの、そういうもので季節的に変動があり得るものでございまして、実質取引価格を新しくする、調整するような性格の価格分として取り扱うことが最も適当であろうという指導のしかたをいたしておるのでございます。

○矢山有作君 先ほど不足払い制度が実施に至るまでの原料乳の安定基準価格の問題についてもお触れになってお話をしましたが、この原料乳の安定基準価格の解釈のしかたについては、これは従来の委員会で論議されましたように、畜産局側とわれわれの側の解釈の間には相違があるわけですが、しかし、これはもうすでに実施されないで新しい不足払い制度に入っておるわけですから、だから前の原料乳の安定基準価格の問題云々については私はきょうは論議をいたしません。基準取引価格というものの性格というものは、先ほどおっしゃったように、これを下回って取引してはならぬ最低限の価格ですから、したがって、そのワタの中で——ワタといたしておかしいですが、その最低限より下がることはもちろんないわけですから、それを一応一つの線として入れておいて、それから実際にどういう取引価格が生まれてくるかということとは、これはやはりメーカーと生産者団体との間の私は自主的な交渉にまかすべきだと思ふのです。そうだった場合には、現在のメーカーの経営の状態、これは私は非常に不況が伝えられている中でも、いろいろ調べてみると、この乳業メーカーだけの利益というものは相当ふえても減ってはおりぬように言われておるわけですが、そういうメーカー側の大幅の利益をあげている状態なり、また、乳製品の現在の市況の状態からし

て、生産者団体がそれ相応なものを要求するのは当然だろうと思ふのです。ところが、それに対して農林省のほうで基準取引価格にしばりつけようとするような考え方で対処されるということになると、これは団体の、現在の乳製品市況を反映した自主的な乳価交渉の足を引っ張ることになる、私はそう思ふのです。その場合、理由をいろいろ局長おっしゃったのですが、畜産局の中で、たとえば鳥取あたりは基準取引価格よりも相当上回る乳価を出そうということでは大體話がきまっただけで、いやないかと思うのですが、それに対して、畜産局のほうでは、基準取引価格を相当上回って実際の取引価格がきめられるのは不足払いの制度のためまえから好ましくないというふうな、はつきりした指導方針を出しておるということなんです。こうなると、私はやはり団体の自主的な交渉に対して、畜産局が足を引っ張った形になる、そういうことは私はやらぬほうがいいと思うのです。もしおっしゃるようによ用途別の乳価というものを徹底させていくというのなら、それぞれの乳製品についての差別を設けないで、乳製品を全部一つにとらえて、しかも一年間を通じての価格をきめてしまおうというふうな基準取引価格の決定自体に問題があるわけですから、だからこの線より下がってはならないという基準取引価格というものがきまれば、あとはいまのメーカーの経営の状況、あるいは乳製品の市価の状況から、生産者団体が強い交渉をするのはあたりまえだと思ふのです。強い交渉をした結果、ただけ上回るか、それは私は畜産局が足を引っ張って、不足払いの制度のたてまえから上回ることはいかぬという指導は私はすべきではない。その点どうなんですか。

○政府委員(橋本太郎君) お話しのようによ、基準取引価格というものは、それを下回って取引することは制度として認めないというたてまえをとっておるのでございますから、乳製品の市況のいかんによつて乳業者が支払い得る能力がそれ以上にあるという場合の価格の決定は、当事者間の

折衝によつてきめらるべきものであるということでは、私も同様と考えておるのでございます。ただ私も多少心配いたしておりますのは、乳製品の市況は常に変動的なものであります。で、現在の乳製品の市況は端的に申し上げて、やや異常な乳製品の価格の高騰ぶりを示しておる。でございまして、年間あるいは半年間の価格の決定をいたします場合に、異常な市況の状態のもとにおいてきめられたものが、将来市況の変動によつてまた紛争の種になるというふうなことは、当事者双方にも私は必ずしも適当なきめ方であるかどうか、疑問があるというところが一点。それから、現在のような市況を基準にいたしました固定的な加工原料乳の取引価格を定めました場合に、メーカーの支払い能力というものを内外に非常に高いものであるというように印象づけるといふことになりまして、今後の基準取引価格の決定について、長期に見れば生産農家の保護のために必要な不足払いをしようにという基礎を危うくするおそれがあるということを心配いたしておるのであります。しかしながら私ども若干誤解を受けております点がありますので申し上げますと、メーカーに支払う能力があるにもかかわらず基準取引価格以外のもので支払う必要はないとか、あるいはそれを要求してはならぬという指導をした覚えはないのであります。年間これ以上は絶対に下らないという基本的な加工原料乳の乳価基準というものは、これは法律に基づきました基準価格の取引によつて契約することが最も安全かつ適当であるのではないかという指導の態度を現在まで持つておるわけでありまして、多少私はよいことを言うことになるかと思ひますが、御理解をいただきますために若干触れさせていただきますと、鳥取の乳価について御承知のようにならぬ交渉が進んでおるのでございますが、鳥取の場合に、飲用乳と加工原料乳という分け方でそれぞれ乳価をきめようということでは話が進んでおるようであります。ただ鳥取の場合には、乳業者というものが農業団

ていわゆる法律上の加工原料乳というものと、それから飲用乳向けでもなく、法律上の加工原料乳でもない、その他加工乳というものがあつたわけでございますが、それについての価格のきめ方はどうなつてゐるのか、実ははつきりしてない点があるわけでございます。で、鳥取の場合、これは特殊な乳業経営の形をとつておりまして、乳製品を一度つくりましたも、それをさらに二次加工品としてみずから加工をし直売をするという形をとつておる。それから飲用乳につきましても、いわゆる卸売段階まで直接やる。したがって、この経営形態のもとでは通常の場合の経営とは違つた一種の営業利益——まあ営業利益というものは広範な概念でございますが、取り扱利益といふか、そういう部分が相当の幅である、その配分の方法をどうするかということについては、これはいろいろ考え方があつたわけでございますので、私どもとしてはそういう用途別の価格の建て方をさらに合理的なタイプにする方法はないのかどうか。それから利益配分の方法を基準乳価として支払う方法が合理的であるのかどうか。そういう点は今後検討をされる余地があるのではないかと、これを指摘をいたしたのでございます。私も、さつぱらんに申しまして鳥取の場合には交渉をされました乳価の支払い能力というものは十分あるものと認めます。したがって、農家の受け取り価格総体が契約乳価総体よりも下げてしかるべきだといふようなことは全然申してないわけでございます。で、価格の、それぞれの用途別の価格の決定方法、利益配分の方法についてより合理的な安定的な価格をとることは可能ではなからうかというのを申し上げておるに過ぎないのでございます。

○矢山有作君 まあいろいろ説明はあつたのですが、現在の乳製品市況というものは異常であるから、それを即、反映するような形で実際の取引価格をきめるには多少問題があるような、そういう一つは御趣旨の御答弁だつたと思う。ところが、市況の異常であるかないかというの、これ

は安定指標価格というものが設けられて事業団による買入れ売り渡しをやっていくわけですから、そこで、その乳製品の異常な市況というものは調整していったらいいのであって、そのことを直ちに実際の取引価格をきめる問題と結びつけてやるというのは私は間違いない。ただ安定指標価格が高い低いの問題はこれの議論は別として、少なくとも安定指標価格というものを設けて、そして、大体乳製品というものをそういうところに安定させようという形なんではないか。そうすれば実際の生乳の取引価格というものは市乳の状況を見て、メーカーの経営の状況を見て生産者団体とメーカーとの自主交渉にまかせればいい、そのことと乳製品の異常であることは関係ない。乳製品の市況が異常であるならば、これは安定指標価格というものによって畜産振興事業団の買入れ、売り渡しによって調整していく、それをこの問題と結びつけていくのは間違いだと思ふ。

それから第二点におっしゃった不足払い制度の基礎をあふなくする云々の問題ですが、この問題については、私はやっぱり保証価格のきめ方に問題がある。保証価格の問題はあとで論議しますが、保証価格のきめ方を再生産を償うものとして保証価格をきめるんだと言いつつ、実際は、たとえば労働費の算定のし方を見ても日雇い労賃でやっているわけでしょう、依然として。そういうことをやるところに保証価格がほんとうに生産の実態を反映している価格かどうかというところ自体に問題があるのです。保証価格のきめ方が低い、しかも安定指標価格それ自体のきめ方として過去四年間の乳製品の平均価格というものをとっているわけですね。それから乳製品の加工販売経費のつかみ方にしたところ、これはあとでまた論議しますが、問題がある。そういう中で逆算して基準取引価格というものがはじき出されておる。この基準取引価格の問題も、私も計算上あまりにも低いところにきめ過ぎているのじゃないかというところはいまでも言っている。だから、そ

ういうことを不足払いの基礎を云々ということに結びつけて考えるのは間違いないですか。私はあくまでも実際の加工原料乳向けの生乳の取引価格というものは団体間の自主交渉にまかせべきである。それは現在の乳製品の市況だとか、経営状況だとか、こういうものから割り出すべきだ、それを畜産局のほうから異常市況の中でやるのはおかしいとか、あるいは不足払いの基礎云々というの、私はちょっとわからぬのですがね、この辺は。

○政府委員(増田徳太郎君) 加工原料乳の現実の取引価格の決定は、当事者間の自由な折衝できめらるべきであるという意見については、私ももちろんそう考えておるのでございます。ただ、そのきめ方については、やはり生乳の取引が安定的に行なわれるような価格のきめ方をすることが望ましい。また、用途別取引ということで充足をいたしましたので、従来のどんぶり勘定の価格のきめ方というものをから脱却してもらいたい、そういう希望を持っておりますので、きめ方について合理的な方法をとることを私たちがとしては最小額行政上の指導として方針を持つべきではなからうかという考え方をとっておるにすぎないのでございませう。

○矢山有作君 わかりました。生乳取引を安定的に行なうことが望ましいのですから、その安定的に行なわれるために基準取引価格という最低限の価格を設けてあるわけですから、それ以上どこにいくかというところは、そのときどきの状況で私は自主的にやっていただきたい。ただ、実際の取引価格が最低限を割るということは、これはもう不足払い制度で許されぬ。ですから、私はその辺はやっぱりがっちり踏まえてもらいたい。むしろ畜産局のとりべき態度は、酪農振興という立場から言うなら足を引っ張るような指導はやってはいけない、むしろ現在の乳業メーカーの非常に良好な経営状態あるいは乳製品市況から見ると基準取引価格よりも実際の取引価格は上がってよいのじゃないか、その辺はわざわざ指導してもらいたいと思ひます。

それから第二点は、酪農関係団体からは飲用原料乳の取引について一応取引価格の目安というものを示してほしい、こういう強い要望、これは不足払い法案の審議のときからの問題として出てきておるのです。この点についてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(増田徳太郎君) 不足払い法案の審議の際から私も申し上げてまいりましたのでございしますが、飲用乳につきましては最終商品でありまして、いわゆる市乳というものが乳製品と異なりまして非常に地域商品としての性格が強い。でございしますので、それぞれ末端の市乳販売価格が異なり、また小売段階までのいわゆる卸売り価格の価格水準にも差異があるということでございしますから、一律に飲用向け原料乳の価格水準を示す、あるいは指導をするということは困難であり、ある意味では不可能に近いこととあります。しかしながら飲用乳を処理販売をいたします標準的な経費というものは、われわれも事例的な調査をしてまいっておりますので、それを自主的な交渉の段階における交渉のめどとして提供する必要があるという点は私も認めておりますということと、そういう資料提供をいたしたいということとを申し上げてまいりましたのでございします。農産団体側からもしもそういう要望がございまして、特にまとまった要望としては、中央酪農会議会長からの要請がございましたので、私も加工原料乳不足払い制度の事務の一段落を待ちまして検討をいたしました結果、過日五月六日付でございします。中央酪農会議会長あてに「飲用原料乳価格の形成等について」という会報を出したのでございします。その中で普通牛乳百八十cc当たりの製造販売費の数字、それから加工牛乳いわゆるビタミンとかミネラル等を添加をいたしております加工牛乳の百八十cc当たりの製造販売経費、これを事例調査による経費の、これも工場的大小でありますことと、あるいは販売地域の飲用乳の消費の状況等で違っておりますので、変動幅を標準偏差を求めま

して、それを上下にこの幅程度開きがあるということを示して、会報の中に明らかにいたしましたのでございします。同時に、各都道府県地方農政局長あてにも、今後の飲用牛乳の折衝上の指導の参考資料として通達をいたした次第でございします。

○矢山有作君 大体そういう場合に取引価格というの、大体どのぐらいになる見当ですか。

○政府委員(増田徳太郎君) これは非常にむずかしい問題でございまして、実はむずかしく、かつ決定的に申し上げることはかえって弊害があるかとも思うのでございします。普通牛乳につきまして、私も算定をいたしました製造販売経費は百八十cc当たり中心点の平均的な数字は三円三十三銭、それに対して標準偏差をもつて上下いたしました幅がプラスマイナス三十八銭、それに平均的な利潤を乳製品の場合と同様に二・五%というふうに考えますと、これが二十九銭ということと、利潤を留保しつつ製造販売の経費をまかない得る価格の経費幅というものは、三円六十二銭プラスマイナス三十八銭、同様に加工牛乳につきましては、平均的な利潤を考慮を加えましたものが、四円六銭プラスマイナス四十八銭ということに相なるわけでございます。たいへん困難であるという意味は、この加工経費の最低限の構造、もしくは最高限の構造が、卸売り価格の最低限の構造、もしくは最高限の構造と合うかどうか、全く関係がないわけでございます。それが第一点。

それから第二点は、普通牛乳と加工牛乳の販売比率というものが、全国全く同一ではございしません。非常に差異があるということでございします。この事例調査から求めました製造販売費というものを参考にいたしました、具体的にその地域の事情で推算をする以外にはないわけでございます。試みに、私も私がはじいてみましたもので、六大都市の建て値を基礎にいたしました、製造比率——加工乳と普通牛乳との比率を、全国平均の比率と見なす。そうして脂肪率は、普通牛乳については三・二%という、工場着の脂肪率であるということの前提を置いて計算をいたしますと、

最も支払い能力のない場合が七円九十八銭、最も支払い能力が高い場合が八円八十四銭という数字が出るのでございます。これは、先ほど申し上げましたように、一つの単なる前提を置きました試算にすぎませんので、決定的なものとして申し上げるわけにはまいりません。

なお、この場合の平均的な支払い能力の水準は、八円四十一銭という数字に相なっております。

○矢山有作君 不足払い制度の趣旨というのは、私どもは、市乳化を促進するところにあるというふうな説明を聞いてきたのですが、その点については、不足払い制度と市乳化促進がどうして直接的な関連を持つのかというのを、われわれはちょっとわからなかったわけですが、不足払い制度をやったからといって、それが市乳化促進に直接つながっていくものではないかと、私はそういうふうな解釈しておったのですが、いずれにしても、不足払い制度は、市乳化促進にあるのだという説明がこれまでなされておったわけですが、ところが、いま市乳向けの生乳取引価格が、大体お示しになったように、一升あたりに直せば七円九十八銭ないし八円八十四銭ということなんです。これで、原料乳向けの保証価格が、大体七十円でしょう。六十九円幾らですから、大体七十円。それで市乳化促進ができるということになりますか。この点が、ぼくはちょっと疑問だと思つてい

るのですが……。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 加工原料乳不足払い制度は、私どもの考え方としては、わが国の牛乳、わが国において生産される生乳は、需要の最も伸びの大きい市乳に向けられるようにしていくというのを前提としてものを考えるべきである。また、そういう政策的意図を持ってこの制度を立案をいたしました、ということは、将来、市乳の需要増大に対応して供給余力を持ち得る地域というものは、御承知のように、比較的加工原料乳の多い地帯である。したがって、そこでの酪農の安定をはかり、そこでの牛乳の生産の増大を期待いた

しませんと、市乳の消費増大に対応できない時代がくるという趣旨を申し上げたのでございます。で、御指摘のように、加工原料乳の農家受け取り価格は、少なくとも法律上六十九円四十三銭というものが保証されているわけでございます。一方、飲用乳におきましては、これは単なる試算でございまして申し上げましたが、ただいま申し上げましたような一定の幅のことが考えられる。これで市乳化促進になるかというお話でございますが、現在の市乳の集乳圏というのは、最も大きな消費地域でございます東京を考慮に入れますと、東京の集乳圏の先端は、岩手県に相なっているわけでございます。岩手県から東京への輸送コストというのは約十二円ないし十三円でございます。

でございまして、私どもとしては、この乳価差というものがあつたらば、岩手に至るまでの加工原料乳は、少なくとも価格関係においては市乳化し得る可能性を持つわけでございます。市乳化を阻害するということ関係にはならないであらう。問題は、飲用向けの原料乳の価格水準、いかなの問題でございまして、それは、私どもの考え方としては、制度としても自由な流通にゆだねられ、自由な取引にゆだねられているものでございまして、未端市乳の需給事情いかなということによつて形成され、また、その需給事情いかなは、加工原料乳の価格水準と集乳圏の距離の変動によつて変化を受け、その関係において一つの均衡状態が出てくるというふうに見ているわけでございます。

○矢山有作君 なるほど、御説明のとおりになるようです。原料乳の保証価格が七十円弱、それに対して岩手から東京への乳を送る経費というものが十二、三円ですから、そうすると大体七十九円八十銭ないし八十八円四十銭ということになります。高いほうにきまれば、確かに市乳化の促進にはなるだろう、こういうことはわかります。わかりますが、しかし問題は、現在の、先ほども言いましたが、保証価格のきめ方自体が私どもは低いと思うのだし、で、市乳化をやる場合

に、私はやはり市乳向けの生乳の取引価格というものは、ただ単にいまは引き出したようなことで、すぐ市乳化促進になるといふふうに言えるかどうか。

ところが、別の観点から考えてみると、市乳地帯と原料乳地帯の酪農の状況というのを見ると、先ほど局長おっしゃったように、むしろ酪農は市乳地帯において早く崩壊している——崩壊という言葉は過ぎかもしれないが、それで、消費地帯より遠い地域に酪農の重点が移っている。こういう傾向が出てきているわけですから、そうすると、市乳化促進というものは、いかに力を入れてやらぬと、生産界と消費界はこれは完全に分かれてくるわけですから、市乳地帯への原料乳の送り込みということが、むずかしい問題が出てくるんじゃないかというふうに考えるのです。だから市乳向けの生乳の価格については、これはそろばん上いまいおっしゃったように出ますが、私はこの交渉もいづれ行なわれると思うのです。そのときにひとつ足を引っぱらぬように、市乳向けの生乳の価格についてはひとつそろばんでは引き出されたよりも上回つたところについてたはうがいんじゃないかと、いふふうに考えておりますので、加工原料乳について足を引っぱるようなことがなされたようなことを聞いておりますから、市乳の場合に、そういうことのないようにひとつ考えていただきたい、こういうふうな思ふわけです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) お話しのとおり、飲用乳地域における市乳向け原料乳の価格の形成については、メーカーの耐えられる限りの乳価を支払われるようにしなされてまいりたい。これは先ほどちょっと触れ落としたが、端的に申しますと、メーカー側はやはりいまだにどんぶり乳価思想が強い。したがって、飲用乳については従来も乳価の紛争は比較的低なかつたわけでございますが、飲用乳について、飲用乳と加工乳とにおける格差、落差というものがあまりないことがどうもメーカーとしては望ましいという思想が強いようでありまして、この問題を放置をいたしますと、私

どもとしては将来比率の伸びる市乳原料乳について若干でも不利な条件がきまることは、将来にとつて非常に好ましくないという気持を持っておりますので、ただいま矢山先生が私どもに御注意があらました点は十分腹に入れて、価格形成が適正に行なわれるように指導をしてまいりたいというふうに思つております。

○矢山有作君 市乳向けの指導乳価を一応示されたので案外議論がでにくくなったのですが、しかし、いまの点はよく考えていたかと思つたのです。ただ、そう言いつつながら、実は局長もいまおっしゃったように、メーカー側のほうはどんぶり勘定の思想が抜けていないし、それからメーカーのとおつておる態度というの、いま聞くとところによると、やはり市乳向けの生乳について価格を上げていくという気持はなかなかないようですね。夏場の奨励金程度、二、三円ですか、そのくらいなら出してもいい、というふうな考え方があるのですが、そういうふうな考え方であるとした場合は、せっかく市乳向けの指導乳価を示しながら、それが全くメーカーと生乳生産者団体の折衝の中で無視されるという事態が起らぬという保証はないわけですね。というのは、飲用乳については法的な規制がないわけですから、不足払いの。その場合にどう対処されますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私どもはこれまで御説明申し上げましたように、今回実施されます用途別価格の制度というものを実効あらしめる一助として、一つの資料として標準的な製造販売経費というものを示したのでございますが、この数字につきましましては、私どもは乳価制度全体として妥当になるようにという考え方で謙虚に数字を出したつもりでございます。この数字は、いろいろ生産者団体なり、あるいはメーカー側に異論のあるところと思ひますけれども、われわれの受けます印象では、メーカー側は相当ショックを受けた形跡があるわけでございます。といひますのは、先生もお話しのございましたように、飲用乳価についてかなりしうい態度をとらうとしておるとい

ことがあるからと思われるのでございます。でございますので、私もこの数字を基礎にいたしまして、新しくできました指定生産者自身が従来は非常に多くの折衝相手として細分化されて折衝されていた時代に比べますれば、飲用乳の価格形成の方式というものは相当改善された形でまわって行くのではないだろうかというふうに思ふ次第でございます。この点につきましては、私も地方農政局なり、あるいは都道府県を通じてそれぞれ内面的な指導を加えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。本年の飲用乳の形成につきましては、まずもって飲用乳向けの乳価形成のルールを確立するという方向に重点をおいて指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。で、これにつきましましては、われわれもそれぞれの地域の事情についてのデータもございまして、公正な立場から無理な乳価あるいは不適正な乳価の形成というものが行なわれずと将来に果を残しますもので、その点を避けるようにできる限り指導を強化をしてまいりたいというふうに思っております。

○矢山有作君 最近のいわゆる牛乳ですね、牛乳とそれから加工乳と称せられるもの、まあ飲用乳と称せられるものの伸びの状況はどうですか。

○政府委員(増田徳太郎君) 手元に月別の正確な資料がございませんで、別途資料として提出させていただきます。ただ傾向といたしましては、都市地域におきましては加工原料乳の伸びが伸びが顕著であつて、普通牛乳の消費の伸びよりも顕著である。農村といひますか、地方におきましては、普通牛乳の伸びのほうがむしろ多いという傾向でございます。で、全国総体に見ますれば、やや加工乳のいわゆるビタミンとかミネラルの類を添加いたしました値段のいい牛乳の伸びが伸びが大きいという傾向であります。

○矢山有作君 ここに生乳、乳製品の生産消費の四十一年の一月分の発表があるのですが、これで見ると、確かにおっしゃる通りに一般の牛乳よりも乳飲料、それから加工乳の伸びのほうが非常に著

しいように見受けられます。これらの傾向から照らした場合に、やはり市乳化というものがほんとうに促進されてこないかという消費地における市乳向けの生乳が足りないという現象が起きて、その場合やはりいわゆるなま乳を使われない乳飲料とか、そういったものがまだこれは増大して行く傾向が出てくると思ふのです。したがって、市乳化の促進という問題はこれは非常に重大な問題になります。その点を踏まえられて、先ほどおっしゃったこととは、われわれとしては信頼する以外にはないのですが、この市乳向けの生乳というものがやはり生産農民にとつて合うような値段にきめるというところは、これは重大な問題になってくるのですから、したがって、これは相当強力な指導を私どもとしては強く要望したいのです。しかも加工原料乳向けの生乳と違つて、市乳向けの生乳の場合、法的な裏づけがないわけですから、指導価格を示されても、実際にそれが実施されるかどうかというところはメーカーの強いから見て問題があると思ふのです。だから、この点は特にせつかく示された指導価格ですから、少なくともそれは下回らぬということとは、これはやはり真剣に考えていただかなければならぬと、こう思ふわけなんです。ところが、下回らぬどころじゃない、むしろ市乳向けの原料乳についてはもっと――まあ生乳全般について言えることですが、けれども、もっと価格条件が有利にならぬとなかなかむずかしいかろうと思ふのです。そういう点を特に考えておいてほしいと思ふのです。その場合やはり問題になるのは、市乳原料乳に対する法的な、直接的な価格政策なり、流通政策がないというところは非常に問題だと思ふのです。幾ら指導されても裏づけがないんですから、その点やはり問題だと思ふのです。やはりわれわれが不足払い制度の問題を論議したときに言ったような、全生乳を対象にしての不足払いとか、そういったものを考える余地は現在全然持つておられぬわけですか、あるいは不足払いでないにしても、市乳向けの生乳価格というものが適正な価格

に維持されるような法的な裏づけを将来考えていくというお気持ちもないわけですか。それとも、今年市乳向けの生乳の取引価格の指導をやつてみられて、それがうまくいかなかった場合には法的な裏づけを考えていくという気持ちがあるいはありますか、その点はどうですか。

○政府委員(増田徳太郎君) 冒頭にちょっと触れてお答えを申し上げたのですが、市乳向け原料乳につきましては、末端の市乳価格自体がそれぞれの地域の経済条件その他の事情を反映をいたしまして区々であると思ふのです。また、そういう地域の事情にあつた市乳価格水準で、初めて市乳の消費が増大をしておるのでございますから、これを一律にきめることは非常に困難であり、また、へたにきめますれば全体としてはマイナスになるおそれもあるわけでございます。法規上の基準価格、いわば最低価格をきめます場合には、最も末端市乳価格の形成が不利な地域をとらざるを得ないということに相なりかと思ふのでございします。このことは、現在の日本の飲用乳の流通事情から見まして非常に問題が大きいと思ふのでございします。でございします。で、今後、ともかくも一県一単位の生乳生産者団体が整備をされて、そして乳業者との間で対等に取引をなす、あるいはある意味では原料乳がやや不足の状態のもとにおきましては、売り手としての位置は相当強化をされておるといふ事実の上に立つて行なわれます乳価の交渉の経緯を見る必要があるわけでございますが、法的な措置をとるかどうかというようなことを判断をいたしますためには、私は新制度の運営をかなりの期間十分に見定めたとやるべきだ、また、そのこと自身がきつめて法規、行政技術上むずかしい問題を持つておるといふことでございします。で、現段階におきましては、本年の事情を見て直ちに法的な措置に移すという考え方は持つていないのでございします。

○矢山有作君 市乳向けの生乳の場合に、価格を一律に決定することが困難だと思ふとおっしゃるのですが、それはやはり原料乳向けの場合も同じ

じゃないですか。生産条件というのは、各地域地域それぞれ非常に大きな差異があるので、そのことは何も市乳向けの生乳に限ったことではないんで、原料向けの生乳についても、これはやっぱり一律に決定することは非常に困難でしょう。それを原料乳向けの生乳の生産者というところで、一六六県を取られてきめられた。それを一六六県だけに適用するのでなしに、これは全国一律に適用するのでなしに、これは全国一律に適用するのでなしに、その論法は市乳の場合にも同じことなんです。だからそういうことを主張なさるんなら、原料乳向けの生乳についても、それぞれ似た通った地域ごとにこれを出していくとか、市乳についても出していく。そこまで徹底しなければならぬわけなんです。市乳の問題についてだけ一律に決定することが困難だ、困難だと盛んにおっしゃるのが私はちょっとおかしいと思ふますがね。

○政府委員(増田徳太郎君) おことは返すようございしますが、加工原料乳の基準価格につきましては、乳製品の価格というものを基礎にいたしまして基準取引価格というものを誘導するという方法をとつております。その乳製品の価格は確かに多少の、地域における価格形成の有利不利の点にはございしますけれども、少なくとも商品としては全国一本で流通をいたしております。いわゆる一物一価原則が支配をしておるのでございします。でございします。で、厳密にこまかい話をいたしますれば、ただいま先生のおっしゃったような問題はございしますが、行政的に、あるいは法律的に割り切るに困難なほどの問題はないと私もは考へておるのでございします。ところが、市乳向け原料乳価格ということになりますと、市乳の価格自身、たとえばある地域では百八十セツツ十七円である、ある地域では十九円であるという需給事情によつて価格の形成が異つておるのでございします。しかもその末端の価格と、メーカーが取得をいたします全額つまり卸売り価格とはまた変動性がある。普通牛乳十一円五十銭のところあれば、十二円というところもあるわけでございます。ことに加工牛乳と普通牛乳との比率は著しく

違うのでございまして、非常に加工牛乳の比率の少ないところは一〇%以下であるというようなところもございまして、東京都内のように、約五八%というような加工牛乳の比率を持つておる。で、市乳向け原料乳の支払い額は、この二つの販売額の総平均から支払ってくださるのでございまして、これを一律にきめるといことは非常に困難である。ただ、市乳の価格を、統制的にものを考えるというところであれば私ははできない相談ではない。しかし、市乳価格のごときものを統制的にきめるといことは、私は現在の経済情勢のものではおよそ困難であり、かつ効果のないことではなからうかというふうに思っていますので、その間に差異がある、問題の違いが大きいということをお説明を申し上げたのでございまして。

○矢山有作君 まあ説明は、まあ言えはこう言うで、幾らでも説明のしようが出てくるのですからね。もし、たとえば市乳の価格が、各地域でたとえは十九円のところがあり十七円のところがあるのだという言い方をされるなら、そういう価格の変動は、乳製品価格のほうが市況変動は激しいのですからね。それを、一応安定させなさいかぬということ、過去四年間の平均というものを取り上げてきて、市況とはかけ離れようが、かけ離れまいが、一応ここで安定さすのだという形で安定指標価格を出して、それで逆算して基準取引価格を出しているわけですから、市況変動だとか、あるいは価格が違ふのだということになれば、乳製品の場合も市乳の場合も同じことなんでしょう、市乳だけについてその地域地域で価格が違ふから基準取引価格を一律にきめられないのだというものは、これはやはり一つの議論で、いわゆる質問に對してまあ言えはこう言うという形になるんじゃないですかね。もう一ぺん言いますとね、要するに、原料乳向けの生乳価格は一応最低の基準をきめて、それより下がらぬようにしよう、こういうこと。それには乳製品価格を一応安定したところにおいてそれをきめていこう、こういう考え方でしよう。安定指標価格から逆算して基準取引価格

を出すという考え方は、ところが乳製品の市況変動というものは非常に激しいわけですからね、これはしょっちゅう変動する。それから市乳の場合は案外乳製品ほどの市況の変動というものはない、ただ地域によつての相違はありますよ、価格の多少の相違は。そこで市乳の場合に一応その地域による価格差を強調し過ぎて、そしてあるべき取引価格というものも強力な指導ができないようならぬに聞かされるのですが、それはほくはやはり疑問のような気がするのですがね。これ議論でなしに、どうなんですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 矢山先生は私から申し上げるまでもなく酪農の問題非常に通曉されておると思ひますので、仰せの点は私もよくわかるのでございまして。乳製品の価格の変動は、これは地域的に価格変動が起こるというのではなくして、時系列的に変動が起こる。時系列的変動は一種の計算によつて平均化することが可能である。ところが市乳の価格、あるいは市乳のための卸売り価格の地域的変動は計算方式で平均化するわけにはまいらないわけにございまして。その点が違ふ。この点は先生もただいまわかっているとお話でございまして、よく申し上げませんが、そういう点が違ふ。それから、私も今後先生の御注意にございまして御趣意を体していくとすれば、法律的な基準価格のものを考える前に、飲用乳の処理加工経費というものについてもっと標準的な、つまり幅の狭いものを求めることができるかできないかということをお求めすることがまず第一ではなからうかと思ひるのでございまして。

先ほどもちよつと触れましたが、全指定生乳生産者団体が加入いたしております中央酪農會議という自主的な指導機構というものを整備されたのでございまして、行政上より幅の狭い標準的な処理加工経費を普通牛乳、加工乳の別に示すことが可能になってまいりますれば、実質上先生が御指摘になっておりますこれ以下で取引することは、それは農民にとつてゆえのない不利な条件であるというようなことが明らかになってくるのではな

いかと思ひるのでございまして。でございまして、御質疑の御趣意に沿う方法は法律に直ちに訴えませんが、私は可能であらうというふうに思つておりますので、検討をさせていただきますと思ひます。

○矢山有作君 たとえば市乳の加工経費は地域によつて相当に開きがあるし、工場規模によつて開きがある、それはやはり乳製品の場合にも、その工場の規模その他によつて相当の開きが出てくるだらうと思ふ。その辺はやはり同じことじゃないかと思ふ。ただ市乳について一つの目安を示してそれを強く守らせていくことが統制になるというふうな考え方は私はする必要はないのじゃないかというふうに思ふのですがね。たとえばイギリスなんかでは、市乳の最高小売価格というものを一応目安をきめてやっているようですね。その点は私はあまり統制だなんだとこだわらないで、やはり市乳の場合も乳製品と同じように変動もあり、相違もあるのですから同じことなんでしょう。問題は、乳製品も市乳もただ特徴的に求めるならば、あなたのおっしゃったように、乳製品は時期的な市況変動が非常に激しい、市乳の場合には地域的な相違があるというところに重点があるわけでしょう。その相違だけで、そのものになつてゐる製造加工の経費の大小だとか、高低だとかいうのは乳製品の場合も市乳の場合も同じですから、だから市乳についてある程度の強力な指導価格を設けていくとかどうとかいうことが直ちに統制につながるというふうな考え方はあまり必要はないのじゃないか、むしろ市乳化を促進するといふたてまえから言ふならば、強力な、市乳化促進に見合ったような、市乳向けの生乳の取引価格に対する指導というものをやったほうがいいんじゃないか、こう思ひますので、その点はひとついまおっしゃったような方向で御検討願ひたいと思ひます。

市乳の基準取引価格の問題はそのくらいにいたしました、次に移らしていただきますが、わが国の生乳の価格を国際的に比較した場合にどうです

か、非常に大きな相違があるようにお考えになっておりますか。それともあまりたいして大きな相違はないようにお考えになっておりますか、その点をちよつとお聞かせいただきたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 諸外国の牛乳の価格も、実はこれまで地域商品の性格が非常に強いものでございましてから、かなりの開きがあるわけにございまして、いわゆる乳製品向けの加工乳を主として生産しますような、たとえばニュージーランド、豪州、デンマークというような国の乳価に比べますと、わが国の乳価は二倍以上になると思ひます。それに対して、飲用乳の比率の比較的高い国の価格、たとえばイギリスあるいはイタリア、西ドイツ、そういうところの乳価と比べますと、飲用向けの乳価につきましては、わが国がやや高いという程度でございまして、加工向けになりますと、わが国の加工向け原料乳価は国際的にもかなり高いということが言えると思ひます。比較的日本の乳価水準に近い乳価の水準はアメリカでございまして。ちよつと手元に資料がございませんので、これもただいま概要を私の記憶で申し上げます以上のごいですが、別途資料として提出をさせていただきますと思ひます。

○矢山有作君 畜産経営研究会で出された「酪農の現状と対策の方向」というのがありますね。これを見ますと、これ、参考に読みあげてみますが、一九六一年をとってみると、飲用向けの場合、カナダが、キログラム当たりですが、三十七円十五銭、それから日本が二十七円八十銭。それから乳製品向けの場合、カナダが二十四円十五銭、日本が二十九円。それからあと、デンマーク、オランダ、イギリス、合衆国は、これは飲用向けと加工向けと分けてありますが、言いますと、デンマークが十八円四十九銭、それからオランダが二十七円九十六銭、それからイギリスが三十一円三十九銭、合衆国が三十三円五十九銭、こうなっております。で、この統計を示した後、集約して表現されておるのは、「国際的には我が国の生乳価格

はそれ程高いとはいえない。加工向で比べると、我が国より低いのはカナダ、デンマークである。」もちろんならぬ。ニュージーランドも低いだろうと思いがすが、「更に北海道や東北三県の乳価を見ると、デンマークを除いては大体似通った価格になる。」これは、こういうふうに表示してあるようですね。これは、私はまあ権威のある資料だろうと思うのです。これで考えた場合は、生乳価格としてはわが国の生乳の価格は諸外国に比してそれほど高いものとは言えない。これを信ずる限りはそういうことがやっぱり言えるのじゃないかと思うのです。それはもちろんおっしゃる通りに、国内でも地域でいろいろな相違があるのですから、まして外国と比べるということになれば、それはもう一律には言えません。いろいろな相違がある中で、権威ある畜産経営研究会がこういうようなデータを出し、集約をしておるのですから、これは信じていいんでしょうね、ある程度信じて……

○政府委員(檜垣徳太郎君) 畜産経営研究会は農林省の各局、酪農に關係をいたします担当官の合同の研究の場であつたのでございます。その最終のレポートにつきましては私も目を通しまして、周知に關与いたしておるのでございまして、そこでは虚偽の報告をいたしておることは考えておりません。ただ、当時その研究をやりました際の、私どもの政策的といひますか、制度的な方向として不足払い制度を加工原料乳についてとりたという気持ちがございます。それに對して外部といひますか、酪農事情にそれほど詳しくない方面からは、日本の生乳は海外の乳価に比べて極端に高いのである、ある種の農産物の場合と同様に格差がえらくあるのであるという主張がされたのでございまして。それに對する答として、ちよつと古い統計でございますけれども、一九六一年の当時の数字を示し、そういう声に對する回答としていただいま申し上げたような表現をとつた次第でございまして。決して間違つた表現とは考えておりません。

○矢山有作君 それでは、私はこの資料というのをひとつ信用すべきものと考へて、次の質問をさせていただきます。そうすると、乳製品価格といふのは、これも一応国内の乳製品価格と、それから諸外国のそれを比べてどうか。これはやっぱり先にあなたのほうからお答えいただいて、それからまた申し上げます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 乳製品価格につきましては、実は非常にむずかしい問題があるものでございまして、乳製品についても国ごとに価格水準が相当違つておるわけでございまして。ただ、先ほども触れましたように、主として乳製品を生産して世界市場へ売り出しておるという形の国がいろいろに相なるわけでございまして、そういう観点で最近の事情を申し上げますと、バターにつきましては、わが国のバターの価格水準は、現在の国内保護措置といふものを加えて考えますならば価格差がそれほど大きくないのであります。現在の段階では、ほとんど国内価格と国際価格に關稅その他港灣における諸掛かりを加へますと、ほとんど近い数字に相なつております。あと乳製品として國際上大量に流通をいたしておりますものが粉乳でございます。粉乳につきましては、わが国の粉乳価格に比べて海外の粉乳の価格は最近はかなり上昇をいたしてまいつておるのでございまして、国内価格は約トントン当たり三十四万前後かと思われまが、それに對して國際価格は国内保護措置を加へたもので十九万ないし二十万といふような価格水準に相なつております。ここには乳製品の國際価格とわが国の価格との間にかんがひの格差があるといふことに相なつておるのでございまして。これは乳製品の中で、バター、粉乳の類は主として先ほども触れましたような豪州、ニュージーランドあるいはデンマーク、それからアメリカ合衆国といふようなところがこの価格形成にあつておるわけでございまして。あと御質問がくるだらうという問題は、そういう観点をお含みいただいたまゝ進めていただけたらと思ひます。

○矢山有作君 まあ、おっしゃるとおりに、乳製品にすると、わが国の乳製品価格は非常に高くつておるということがやっぱりこれにも出ておりますね。そのとおりだと思ひます。そうすると問題が出てくるのは、私は、この酪農の現状と對策の方向にも集約してありますが、これはバターについてだけしか言つておりませんが、「バターの生産費を見ると乳業工場のマージンは、その絶対額においても、又その販売額に占める割合にしても我が国が割高である。粉乳の場合はもっと割り高だろふと思ひます。」「以上より見て原料價格の引下げも必要であるがそれ以上に加工販売費の合理化を必要とする。」こう言つてあるわけですね。そこで、国内で乳が高い、乳が高いといつて各方面から言つてゐるのは、この乳製品の價格が諸外国から比べて非常に高いといふところが案外焦点になつて乳が高いといふことが盛んに言われておると思ひます。そうすると、今後の問題点といふのはどこに出てくるかといふことなんです。私はこの資料が信すべき資料であるとするならば、ここに示されておる通りに、乳が高い、つまり乳製品が高いといふことは、生乳の價格に原因があるのになしに、基本的な問題はやっぱり加工販売費といふ問題に問題の中心があるのじゃないか、こういうふうに考へるのですが、そういうふうな考へに差しかえありませんか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 加工原料乳の價格については、わが国の最近における價格を對比しますれば相當な開きがあるのでもございます。手元でわかりました範圍では、歐洲の加工原料乳の最近の價格水準は、キログラムあたり二十円ないし二十四円五十銭、豪州、ニュージーランド等は十五円ないし十八円。これに對しましてわが国の基準取引價格はキログラムあたり三十二円といふことであります。原料乳価にも明らかに差があるわけでございますが、それにもまして加工処理工場における製造コストといふものが高いといふことは御指摘のとおりでございます。外國の工場におけるコストといふものは、製品の分類でありますとか、あるいは製造コストの段階の区切りが違つたものでございまして、非常に比べにくい、また、そういう資料は諸外國とも必ずしも對外的に明らかにしてないのでもございます。私どもの手元で一九六四年にニュージーランドのバター専門工場を調査した事例の發表があつたのでございまして、それをわが國の一九六四年当時の工場コストといふものに比べますと、ニュージーランドの製造コストは約三分の一といふことでございまして。ただこれは、わが國の乳業乳製品工場といふものが北海道等の一部を除きますと、ほとんどが余乳処理工場でございまして、非常に規模の零細なものであります。ニュージーランドの工場は、標準的規模は年間バター一万吨といふ規模でございまして、一九六四年のわが國のバター工場の年間平均製造量は六十トンといふことで、規模において全然問題にならないといふような事情がありますので、直ちに比べることはどうかと思ひますけれども、そういう大きな相違があるといふことはわれわれも把握をいたしておる次第でござい

○矢山有作君 ここにこの間の審議會に出された資料があるのですが、諸外國における飲用乳の價格と段階別配分比といふのが出ております。飲用乳の小売り價格を見ると、アメリカが一升あたりのようですが、百七十二円四十銭ですか、イギリスが百六十四円七十銭、カナダが百四十七円八十銭、ベルギーが百二十二円七十銭、スエーデンが百四十二円二十銭、こういうふうになつております。日本の場合、十七円ないし十八円といふことですから百七十円ないし百八十円といふことにならうと思ひます。そうしますと、アメリカの飲用乳の小売り價格とそれほど大差はないといひました。でも、そのほかとは飲用乳についても相當な差が出てきておられます。それから乳製品については、あなたがおっしゃつたやうに非常に高い、こういうことになつておる。だからおしなべて考えただけ、われわれの手元に出されておる資料が信すべきものと考へるならば、生乳價格の高低の問題よりも、飲用乳にしても乳製品にしても高低の根源

というのはいはり乳業施設の規模の問題になるのじゃないか。あるいは乳業施設の配置の問題にあるのじゃないかという感じが言えると思います。私は一般論として、個々に言つたらいい御説明になつたようにいろいろありますから、一般論としてはさう言える、さういふふうに解釈してよろしいですね。

○政府委員 横垣徳太郎君 生乳価格水準の問題は、いままで申し上げてまいりましたので繰り返しませんが、末端の乳製品、牛乳ないし乳製品の価格水準を支配しておるものとして、工場コストが非常に問題であるという点は、私どもも同様に考えております。ただ飲用乳につきましては、最近といひますか、集中化ないし新しい施設の導入等がはかられてまいりまして、国際的な処理加工水準に次第に近づきつつある、それほど大きな飲用乳の処理コストについては差はない。飲用乳についての末端価格の問題で一番問題になりますのは、小児段階におけるコストの問題であります。乳製品につきましては御指摘のように、やはり過少、零細、分散的な工場の現状というものが反映いたしまして、処理加工経費が国際的に見て非常に高い水準にある、そのことが末端の価格を支配しておるという点は御指摘のとおりでございます。

○矢山有作君 そのとおりだと思います、私も飲用乳については、それで問題は飲用乳と乳製品とを比べると、ちよつとまた話が違ひにくいの、そうすると乳製品を取り上げて問題にした場合には、問題は乳業施設をどう適正な配置にし、適正な規模に持つていつて国際競争力にたえ得る形に持つていくことがやっぱり問題になつてくるわけです。それから生乳の価格の問題でいろいろ説明がありましたが、いまの説明を聞くと、豪州やあるいはニュージーランドに比べて加工向けの生乳価格が日本よりもかなり下回つておると、さういふことなんです。ことなんですが、私はまあごく最近の資料を持つておりませんが、私の議論はあくまでもここにいたしたいとお

る「酪農の現状と対策の方向」で議論を進めますからそのつもりでひとつ相手をしていただきます。さうなると、私が繰り返して言つておるように、乳製品の価格というには、なるほど多少生乳価格の高い、低い関係があつても、それより以上に乳業施設の問題に私は重点があると思うので、そこが、ともすれば各方面で行なわれる議論といひます、生乳価格を低くさへすればいいんだ、さういふ方向に議論の焦点が向いておるような感じがしてならないのです。そこで私は、その点は畜産局がさういふ資料を整備するようにいろいろ勉強されて、必ずしも生乳価格といふものはそんなに高いのじゃない、いささか高いかもしれないが、高いのじゃないという結論を出されておるのですが、その前提に立つて話を進めると、一番の問題は、繰り返してさういふように乳業施設の問題です。から、それをどういふふうにするか、具体的な方策といふのがあるかどうか、そのことは今度お示しになつた酪農近代化基本方針の中でも非常に重視して取り上げられて、乳業の合理化といふことで打ち出されておる、これを具体的にどう進めようか、まあもちろん、乳業施設の合理化についても、これまで多少努力をなさつた成果が出ておるといふことは私も承知しております。しかしながら、その時点でおかつ問題があるわけですから……

問題があるから、基本方針にも乳業合理化といふ問題を大きく取り上げておいていただくのでしよう。これを具体的にどう進めるのかといふことが私は問題になると思ひます。手放しでおつたのではなかなかこれは進まないという気がするのです。が、これの具体策があればお伺いしたい。

○政府委員 横垣徳太郎君 お話のように、乳製品について今後その価格を安定する、ないしはその低廉化をはかつていくことを第一の問題として乳業施設の合理化の問題があるわけでございます。乳業の合理化につきましては、まずわが国のコストの特徴的なものの一つに集乳経費が高いという点がございまして、この集乳経費が高

いという点につきましては、一つは分散的な集乳組織がいままであつたわけでございます。新しい制度によつて、急速にはまいりかねるかと思ひますけれども、合理的な集乳路線の整備をやるということは相当大きな問題であると思つております。それから、さらに集乳の場合に、かなりの距離を輸送いたします場合には近代的な手段をもつて輸送をするという点も必要でございますので、直ちにこのことに直接関係するわけではございませんが、長距離の集乳輸送をするための手段、施設を提供する社団法人を先ごろ設立いたしましたので、生産者団体等に貸与するというのをいたしたのでございまして、この点も集乳輸送の合理化のために役立つであらうといふふうに考えております。

それから、乳業施設の問題につきましては、これは本質的にはそれぞれの乳業企業の創意工夫によつて合理化をはかつていくということが基本でございますけれども、政策的にもそれを支援する必要がある、また指導をする必要があると思ふのでございまして、指導の方向としては、私どももごく抽象的でございますが、先ほどお話しに出ました酪農近代化基本方針の中に、改善を要する方向といふものを明示をいたしたのでございまして、今後各都道府県の酪農近代化計画を策定するにあたりまして、将来の生乳の生産量、需要量、それも用途別に想定をされまして需要量に従つて乳製品向けの乳業といふものを前提とし、合理的に処理確保ができるような施設の配置、新増設等を計画的に指導をするようにしてまいりたい。その際、乳業企業に對しまして、われわれがなし得ます支援は、金融の問題、それから税制等による優遇措置であらうかと思ふのでございまして、金融につきましては、開発銀行、それから、それぞれ地域にございまして北海道、東北開発金融公庫あるいは商工中金、中小企業金融公庫等の融資の計画的なあっせん、さらに先般当委員会におきまして御審議、通過をさせていただきました農林

漁業金融公庫法の一部改正による農林漁業金融公庫資金の導入という問題も含めまして、金融上の問題は考えていきたい。

また、税制上の問題としては、新しい機械の導入等につきまして、特別償却等の恩恵を与えるようにしてまいりたいといふふうに考えておるのでございまして、地域の生乳の生産、需要の動向といふものに即した施設の整備をはかつていくことが重要であるといふふうに考えておるのでございまして、

なお、一般管理費でございますとか、販売経費の類は需要量の増大によつて減減をはかつていくことが可能でございますので、酪農の振興自体が、乳製品の価格の安定なり、コスト削減の力にもなり得るといふふうに考えておるのでございまして。

○矢山有作君 全部はくの間を一通り済ましてから農林大臣にお伺いしようと思つておつたのですが、四時にお歸りになるそうですから、ひとつお聞きしておきたいのは、農林大臣、いまいろいろと畜産局長から御説明を聞きまして、私のほうから申し上げて、問題は市乳化を促進するといふことが、いまの酪農政策の一つの重点になつておるやうです。そうすると、市乳化を促進するためには、まあ保証価格自体の、六十九円何がしきめ方が、現在の生産実態から見てもいいか悪いかといふことはしばらくおいて考えたとしても、その保証価格に、市乳化を促進するためには、十分見合うだけの上乗せをした価格が、市乳向けの生乳の取引価格として出てこない、市乳化の促進といふことは非常に困難になつてくるということはお伺いしたのだと思ふのです。

○国務大臣(坂田英一君) いまこの市乳の問題

は、私もこれは非常に地帯的にまた見まして非常に心配しておる問題でありましたのでございませう。しかし、どうしてもこれは加工乳の問題をはつきりさせること。それで、市乳は、先ほど局長からお答えいただきましたように、いろいろの実態がやはりまだはつきり、その地帯によつてたいへんその点が違ふものでございませうから、そこへ固的な意味において全国的に統一するといふ、そういうことはむずかしいと思ふのです。先ほど畜産局長からお答えしたとおりでありまして、この加工原料に対する不足払いの制度を確保するというのが第一であります。これに即応して、飲用牛乳の問題は、それらの実態、地方の実態によく即応させながら、どちらかというと、私も十分の点を考へて、この飲用牛乳の問題について対処していきたい、かように申すのでございませう。その点は、先ほど畜産局長からお答えしたことで大体御了承を願ふかと思つておりまして、したような次第でございませう。

○矢山有作君 先ほど畜産局長のほうから、集送乳施設整備の問題が一つ出されたのですが、これは私も集送乳施設の整備というところは、これはどうしてもやらなきゃならぬと思ふのです、これはおっしゃるとおり。ただ問題は、ちよつとお伺いしたいのですが、この「酪農の現状と対策の方向」の中に示されておる、生乳価格の国際的な対比ですね、これの中には、やはり工場渡しでこれは示されておるのでしょうか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 生乳の価格の形成のしかたは、国によつて非常にまちまちであり、また、国の中でもまちまちでございませうので、それに示されておる価格は、工場渡しであらうという推測でございませうが、工場渡しであるという断定的に言えないものでございませう。日本の価格水準も、これも工場渡しで表示されておる県もあれば、クーラーステーションのところもあり、また農家で集乳をするという場合のものもありまして、これも明確ではないということではございませう。

て、これは資料自身がどうもはつきりいたしませんので、そういう性質のものでございませう。

○矢山有作君 しかし、諸外国のは、これは工場渡しかどうか調査するのには外国にまで出向いて調査するわけにはいかぬし、なかなかむずかしいと思ふのですが、しかし、少なくともこれに掲げられた日本の場合は、それは個々の取引は集乳所渡しもあるし、工場渡しもいろいろあると思ふのですが、ここに示された場合は、これは常識的には工場渡しで示されておると思ふのですが、違いますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 過去のものにつきますし、実は工場渡しと思はれるものもありませう、そうでないものもあるということ、それが工場渡しの価格水準であると断定をするわけにいかない。で、これはもう矢山先生御承知のように、いろいろな形の契約があつて、そうして自分の県での、ある県での価格水準はこういふ価格水準であるというものがいわゆる建て値として示されて、工場渡しというふうな断定し切れないのでございませう。

○矢山有作君 しかし、そうすると、局長さん、こういふ資料を出してもこれは何のために出したのかわからなくなつてしまふ。諸外国の場合は、それは実態が調べられないから……、それはその言いわけで私はいいと思ふのです。ところが日本のものについて統計資料として示す場合、個々の取引としてはいろいろあります。しかし、日本の場合にはこういふふうな数字で出したんだということではなければ、これは説得力がありませんよ。あなたは乳が高い高いといふのは、生乳が高い高いと言つてあまり各方面から攻撃されるから、そうじゃないんだという証拠を示すためにこの資料をつくつたんだといわれるでせう。たいへんな努力をかけて資料をつくつておいて、その辺がはつきりせぬというのじゃこれは説得力が全然出てきませんよ。これは農林省のひまつぶしにこんなものをつくつたんだらうとぐらい言われたら

しょうがない。そんなことでは、やっぱり私は將來の行政を推進していく上での基本にはならぬと思ふのです。そういう無責任なことじゃやっぱり困ります。説得力がないでせう。そんなことだつたら、もし、たとえば大蔵省に予算要求した。何かいろいろな交渉をする場合、じゃ、この資料はどうなんですかね。といわれれば、工場渡しやら集乳所渡しやらわかりませんといふことになる。そんなでたらめな資料を渡して、大蔵省がうんと言ひますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 国内の乳価水準を示すための資料は都道府県を通じて毎年調査をしております。府県の課税建て値を集計平均いたしましたものでございませう。その際の府県の標準建て値というものは非常に複雑なものを一括をいたしておるものでございませう。これが工場渡しであるといふふうに、どうしても断定するわけにはいかない。その点はいままでは個々の契約でもばらばらな引き渡し価格になつておつたのでございまして、今後はいままでも御説明をしてみたいものとおり、わが国では工場渡し建て値といふものが明確になつてくるわけではございませうが、過去のものは、これは全部工場渡しの建て値であるといふふうに言い切れない実態のもとで統計……統計といひますか、調査をいたしたものでありますので、お叱りを受けてまことにどうも弱つておるわけではございませうけれども、工場建て値であるといふわけに言い切れないのでございませう。

○矢山有作君 それはそれで私は聞いておきますけれども、少なくともこういふふうな資料をつくつ場合、その辺がはつきりせぬと、われわれ議論する場合、非常にやりにくいのです。というのはいふまでもなく、集送乳経費といふものをあなたの方で計算されておる。キログラム当たり二円六十一銭でせう。そうすると、これはたいへんな相違になつてくるわけですね。工場渡しの数字を出すのか、工場渡しで出さないのかというところは、これは大きな相違が出てきます。集乳経費が五十七銭です、キログラム当たり。輸送経費が

二円四銭、合せて二円六十一銭になつておるわけですね。だからどこの渡しでこれを比較しておるかといふことは、これは乳価水準をきめる上にはたいへんなんです。その辺はやはりはつきりしておかないと、私も議論するのにはやりにくくてしょうがない。だから私は、この資料といふものは工場渡しで出されるのが常識だから工場渡しの価格だろ、こうつかんでおるわけですね。ですから工場渡し価格でこの資料といふものを比較する。国際比較をやつて出すとこの程度だから、したがつてこの問題は集送乳路線なり集送乳施設整備にも問題はあるけれども、同時に乳業施設に非常な問題があるといふことで議論を進めてきておるわけですね。その根拠がくずれてしまつてはどうかで議論していかねばならぬ。そうすると私は一生懸命、乳業施設の整備が必要であるといふところに力点を置いておるのに、あなたのほうは集送乳路線なり集送乳施設のほうをこうなるのですと、こういふ形でこられると、議論がそれです。われわれは、別にひまつぶしで質問をやつておるわけではないのです。真剣な気持ちで酪農の問題を取り上げて議論しておるのだから、そこらはやはり統計として示していただく場合にはよく御注意いただかなければならぬと思ふのです。これはよくよく申し上げてもしかたがありません。人から言ひませんが、そういう観点から私は集送乳路線なり集送乳施設の整備といふものは非常に重大な問題だから、これはもちろんやつていただく。これは生乳生産者団体といふものを指定して、不足払い制度をやつて、用途別乳価を確立しようといふことならば、これは集送乳路線なり集送乳施設の整備といふことは国の責任で酪農振興のために絶対やるべきことですから、これは絶対にやつてもらいたい。きょう私は乳業施設の

問題に議論の中心を持つていつておるわけですね。それで説明をしてくださう。

それで大、いま御答弁いただいた乳業施設の配置の合理化あるいは設備の合理化の問題では抽象的な御答弁をいただいたわけなんです、これ

を国がやっていたいけるのには非常にむずかしい問題がたぐさん出てくると思うのです。ただ金融措置や税制措置だけで解決のつくものじゃ私はないと思います。というのは、これは集約酪農地域を指定した場合、これは乳業施設の設立を防いでいかなければならぬという考え方も一つあって、乳業施設をそこにつくらす場合にかんがりの規制をやったと記憶しておるのです。それでもなおかつ非常に小規模の工場が、私をもつて言われれば、乱立をしておつたと思うのです。そういう規制があつてですよ。だからこの乳業施設の整備合理化というのはいへんな問題なんです。大臣、このことが日本の酪農の振興にとつては非常に重大な問題になる。その点は大変、抽象的な御答弁しか出ないと思うのですが、その困難を克服して推進をしていかなければいかぬのです。それに對する具体的な腹がまえというものはできておるのですか。

○国務大臣(坂田英一君) これはいろいろお話をすると、とつびなことをお話しするようですが、これは特におわかりのことですから……、初期のところからおわかりのことだろうと思います。私どもは飲用牛乳というものに主力を置く、これは矢山委員も御存じのとおりでございます。そういう方向で進んでいきたい、こう存じます。

そこで、いわゆる乳製品の工場の関係の支店については地域的に相当重点的に考えてまいりたい、こういうことが大原則でございます。飲用乳の増強という問題、これはもう主力です。そして酪農、この乳製品についてはいま立地的に十分、現在でも大体的傾向はそうでございますが、そういう方向に努力を払ってまいりたいというのが荒いところの方針で、それで進んでいきたい、かように考えております。

○矢山有作君 いや、市乳化の問題と、そこでもらめてもらつて困るのです。市乳施設の場合でもこれは小さな加工場がたぐさん群立していることは同じことなんです、条件としては。だから私はいま乳製品が高いことが、案外日本では乳が

高い乳が高いと言われる大きな原因になっているわけですから、その点を除去していくためにはやはり乳業施設の合理化が要るんだということを重点に置いて言っているわけですね。もちろん市乳施設の合理化も要るんですよ、当然要るんですよ。その点を間違えないでもらいたい。大臣も御用事があるようですからけっこうです。ただ、具体的にどう整備していくのかを言いなさいと言つたて、おそろくないだろうと思つたのです。いま畜産局長が言つたぐらいの答弁しか出ないだろうと思つたのです。それだけの腹がまえがどこまでできているかというところを疑問だと思つたのです。

いま乳業施設の整備合理化について具体的なことが積極的でない段階なら、私は、日本で乳が高い、高いというのは、これは生乳価格が高いのじゃない、決して。多少高いけれども、それよりも日本で乳が高いと言われる大きな原因は乳業施設の面にあるということを強調してください、強調を。それをもすれば、この「酪農の現状と対策の方向」を見ても、あるところには私が先ほど言つたように、「原料価格の引下げも必要であるが、それ以上に加工販売費の合理化を必要とする」とびしゃつと出しておいて、そして、ほかのほうを讀んでみるといかにも酪農の合理化ができな、生産者乳価が高いから乳が高いんだという印象を受けるような書き方になるのです、全体としては。そういうことでは、私はいま衰退をしておる酪農をほんとうに保護することにならぬと思つたのです。酪農民が実際問題として一日の労働報酬を何ぼもらっているかということはおわかりのとおりですけれども、大臣が大臣の仕事をやめて、局長は局長の仕事をやめて牛を飼ふ気持ちになるかという、私はならぬだろうと思つたのです、一日当たりの労働報酬がいまのままで。それをなす、乳が高い高いといつて生産者のほうに高いのじゃない、問題を乳業施設の点に問題があるのだ、さらに集送乳の点に問題があるのだと、この点を大きく強調してください。そのことが

私はこれからのほんとうの酪農を振興させるものだ、あなた方が今後日本の酪農の大きな矛盾点、乳業施設の問題、集送乳の問題を解決していく氣運をこしらえるものとなると思つた。焦点がぼけております大臣。

○国務大臣(坂田英一君) そういう御質問の趣旨については私も同感でございます。私もそういう点については非常に酪農民のほんとうの生産の、いわゆる取得というものが非常に小さい、小さ過ぎる、この点は酪農のみならず、もつとはつきり言いますと蔬菜にしても、くだものにしても同様の氣持が私にもあるのです。これはいま申されたように、矢山委員とその点についての問題については同感でございます。その方向に進むためには、これはやはり実直に、実際に即して進んでいきたいというところ、あるいは非常になまぬるいといったようなことが出てくるかもしれないんですが、これはやはりどうしても実態というものを無視できないので、そういう方向にできる限りの努力を払っていくべきであるということを感じておるものでございませう。たいへん恐縮ですが……。

○矢山有作君 その話が出たから一つだけ聞いておきます。そうすると、それほど大臣が口角あわを飛ばされるほど生産農家の立場に立つて酪農といふものをとらえていられるなら、なぜあなたは保証価格をおきめになるときに、国会で赤城大臣が約束されたことを実現されなかったのか。不足払い法案が審議された過程というものをあなたはよく御存じでしょう。不足払い法案が衆議院で審議の対象になったときに、あなたは農林水産委員の一人であつたはずなんです。そのときに主要加工原料乳地帯における生産者の臨時雇用賃金、労働費の計算はこれはいわゆる農家の臨時雇用賃金ではない、当該地域における他産業並みの労働賃で計算しなければいけないといふことが赤城農林大臣の口からはつきり出たといふことはあなたは御承知のはずなんです。それで他産業並みの労働賃をとるといふ場合に、それが全規模平均にな

るか、五人規模平均になるか、三十人規模平均になるか今後検討しなければならぬ、しかし、他産業並みの労働賃はとらなければならぬ、それに對してそれが採用されるようにこれから一年間徹底的な調査をやつて実現をしますといふことを赤城大臣がはつきりおっしゃつておられるのは、あなたは農林水産委員の一人として聞いておられるはずなんです。それをたまたまあなたが大臣になられたら、その大臣という大きな力で、赤城さんが約束されたことをあなたは実現される責任があつたはずなんです。ところが、それをあなたは他産業並みの労働賃をとりなさい、農村臨時雇用賃金をつつて労働費の計算をやられたのです。これは大臣大きな矛盾ですよ。口先だけでいふことを言つたて、實際行政面にそれが出てこなければそれは意味をなさないので、その点どうなんですか、ことは済んだことですから追及をしてもしかたがないと思つけれども、これは政治のあり方としてたいへんな問題なんです。国会で一旦大臣が声明をし、しかも全員の委員会の中でそれが異議なく了承された、異議なく了承されたといふことは、大臣が答弁をしたときに、与党の中から反論は出なかったといふことから見て明らかなんです。それを大臣、あなたはなぜ守られなかったか、それを守られないような強い圧力がどこから加わつてきたのですか。その圧力があなたが負けたとするならば、いまのように口角あわを飛ばしてあなたが強調なさつても、それは農民をこまかすといふふうに言われてもしかたがないと思つたのです。だから今後あなたは、たとえ来年に於いては、ことしの誤まつたあなたの態度というものを改めて、必ず赤城農林大臣が国会で約束したとおりに、他産業並みの労働賃をとられるといふことをあなたがこゝで断言されるならばあなたの罪は幾らか軽くなる、どうなんですか。

○国務大臣(坂田英一君) その問題については私のほうからも申し上げたのでございませうし、また、できる限りの努力をいたしまして、この保証価格が現在のように決定をいたしたようなわけ

でございます。先ほども申しましたように、農業の面は急速にやるべきことも、全体のつり合いというところもあり、また、いろいろの問題がございますので、急速に実行し得ないというところもあるでございます。何ら圧力に屈したということとだけは絶対ございせんから、先ほど申し上げましたように、漸次そういう方向に向かって努力を払ってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○矢山有作君 この間のたとは参議院の……、大臣ちよつとおつて下さい。参議院での不足払い法案の審議のときに、わが党の委員からこういうふうな質問が出ています。他産業並みの労賃を取ることに付いて、すみやかに資料を整備して、この保証価格を制定するまでの間には総動員をして、そうして大臣が衆議院で答弁したことを保証価格算定にこれをはつきり算入するということを大臣は約束できますか、こういう質問に赤城農林大臣は、いま統計とか実体の把握がまだありませんから、この保証価格をきめるまでには実体を把握するように私は督促をいたしたい、こう思います。と、こう言っているのです。というのはあなたも御承知のように、あのときに他産業並みの労賃を取るか、農村雇用労賃を取るかということが非常に議論の焦点になった。焦点になったときに、与党さんのほうからまとめられて、大臣の答弁としてこれが出てきたわけですから、資料整備をやつて、保証価格制定までにはこれを実施するようにすると言われたわけですから……。そうすると、それをあなた守らぬわけですよ、国会で定められたことを。国会できめられたことが行政府によつて破られるということは、たいへんな問題ですよ、大臣。ですからあなたは、もう国会で定めたことを行政府が破るといふことに抵抗できなくて、あなたも国会議員なんですからね、抵抗できなくて、それに屈して農村臨時雇用賃金で計算したのですから、その罪というものはたいへんな問題ですよ。国会のあり方を冒瀆するにもほどがある。その罪を自覚されたら、あなたは今後の

方向として、来年度からこれをやるのかやらのぬかというところなんです。抽象的な答弁は要りませんから、来年度はこの罪の償いのために赤城農林大臣が約束したことをやります、こうおっしゃつていただければ、それだけでも終わりなんです。

○国務大臣(坂田英一君) 来年度から必ずやるといふことは、いまここで申し上げることはできないと思いますが、そういう方向に向かつての努力は進めてまいりたい、こう存じます。

○矢山有作君 そうすると、こういうことを申し上げると与党の方にはお氣にいらんかもしれませんが、これはあえて言わしてもらわなければならぬので、与党の方なり政府は、大臣が国会で約束なさつたことを破つた、そのことは農民を裏切つたということに私は私どもは解釈をいたします。大臣、それではよろしいか。

○国務大臣(坂田英一君) 別に破つたというわけではありませんが、そういう方向に向かつての努力はいたしたい、こう存じます。

○矢山有作君 まあどうせあなたを責めあげても、あなたは圧力がないとおっしゃるけれども、それは口先だけの話で、なかなかいろいろ問題があるでしょう。だからあなたにここで夜とおし議論をしたところで、来年度からやりますということはなかなかおっしゃらんとする。しかしあなたは、少なくとも国会で定めたことの責任だけは感じなければいけませんよ。それで期限が切れないなら、その方向に向かつて努力するということだけはこれは絶対やらなければいけません。あなた、そのことはよく腹に入れておいてください。あなたがたと農林大臣をやめたつて、国会議員の一員であることは変わりはないですから、しかも不足払い法案を審議したときの農林水産委員の一員であることも変わらないわけです。このことはいつまでも消えないわけですから、今後のあなたの努力を期待いたします。大臣に対する質問は、大臣お急ぎのようですからこれでよろしい。あとこの問題については、まだまだ畜産局長も政務次官も残っておりますから、私はある程

度の目安が立つまではやはりお尋ねしなければならぬと思つております。

その問題はさておきまして、次の質問に移らせていただきます。途中で質問が大臣のほうに向きましたので、乳業施設の設備合理化の問題が途中消えになりましたが、この問題についての困難性というものは私よりも行政担当の畜産局長のほうがよくよく御存じだし、また農林省のほうがよくよく御存じのはずなんです、たとえば集約酪農地域の問題でも先ほど言いましたような規制を加えてもなかなか思うとおりにいかなかったという、そのはなはだしい実績があるわけですから、したがつて、今後の乳業施設の合理化についてはさらに真剣に取り組んでいただきたいと、こういうことを私は要望として申し上げておきます。そしてむしろ生産農民のほうにしろの寄るようなことはなさねえように、そういうふうな御努力をお願いいたしておきまして、次の質問に移らせていただきます。

保証価格の算定をするときに、主要加工原料乳地域における生産費というものを中心にして保証価格は算出をなさつたわけですが、この主要加工原料乳地域というものは加工向けの原料乳が生乳生産の五〇％以上を占めている地域だということに私は御説明を受けたと思つております。そういう該当の都道府県というものは厳格にいつてどれだけあるかということですが、

○政府委員(増田徳太郎君) 主要加工原料乳地域というものは考え方によりますが、不足払い法案の御審議いただきました際に、ただいま矢山先生がおっしゃいましたように加工向け原料乳のウエイトが五〇％以上の都道府県を考へておるというところでございます。その後基本的な考え方はそのとおり貫かれておるのでございますが、実は加工原料乳というものが法律上の用語として出てまいりますと、加工原料乳を定義づけるための乳製品の範囲がきまつてまいりまして、非常にやっかいな計算になる。と同時に、それは必ずしも過去のデータだけではつかみ得ないということに相なり

ましたので、行政的には飲用乳の、飲用向けの比率が五〇％未満の都道府県を法律上の主要加工原料乳地域として取り上げるということにいたしましたのでございます。常識的にはそれでいずれも問題なからうと思つてございしますが、そういうやり方をしたわけでございます。具体的には該当の都道府県は北海道、青森、岩手、福島、山形、長野、鳥取の六道六県でございます。

○矢山有作君 これは私は詳しく実はこの問題自体については調べてないのですが、この間会議録を読んでもおりましたら、渡辺委員の質問の中に、たしかいまおっしゃつた道県以外に熊本と徳島が入つておつたように記憶しておるのですが、その問題についていや熊本、徳島は違ひますという明確な御答弁が出ていないのです。その点はどうですか。

○政府委員(増田徳太郎君) 熊本はもともと加工飲用乳比率が五〇％未満という県ではないのでございしますから、これは該当いたしません。徳島は実は法案審議の当時私も加工原料乳地域に入るとはなはだかという予想をもつておつたのでございしますが、その後徳島が京阪神の飲用乳集荷地域に性格がかわりまして、

「委員長退席、理事野知浩之君着席」
調製粉乳工場の相当の規模のものがあつたのでございします。それが廃止をされたわけでございます。そういう事情がございまして、徳島は加工原料乳地域としての性格を持たなくなつたのでございします。いずれもいまの私が申し上げましたような定義からは主要加工原料乳地域たり得ないのでございします。

○矢山有作君 私はこの質問をあえて申し上げたのは、もし主要加工原料乳地域がほかにあった場合に、それをはずしてやられた場合には北海道のような非常に酪農の進んだところに足をひっぱられてちよつと保証価格が安目に出てくるのではないかと、あえて他の委員が質問なさつておつたことを確めたので、この問題についてはこれ以上申

し上げません。私は局長の答弁を信用いたしますから。

次は、その生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定められた価格、これが保証価格ですね。そうなるこの保証価格は他の生乳生産地帯の原料乳価格より低いという感じがするのですが、と言ふのは、主要加工原料乳地帯として一道六県を並べておられるのですが、一般論として言えることはどちらかというところ、大体これらの道県の労賃水準は他と比較してみても、これは案外低いところではないかというふうに考えられるのですけれども、そういうことはありませんか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 実は一道六県の臨時農村雇用労賃というものの平均水準と他の都府県との比較をしてみても、実はそれは容易ならざる作業でございまして、やってないのでございまして。ただ常識的に考えられますのは、主要加工原料乳地帯というものは、これはやはり比較的純農村地域的な、純農業地域的な性格を持っておりまして、御指摘のように、おそらく全国平均よりはるかに低いに出るのではないかと思います。臨時雇用労賃に關します限りは一道六県の中では鳥取県が最も低いようではございまして、北海道は全国平均よりも高いようではございまして。

○矢山有作君 そうですと、まあ主要加工原料乳地帯はともかくとして、それ以外の地域ではこの不足払いが行なわれることによって、不足払いはこれは全国一律ですから、行なわれることによって、生産農民にはちよつと不利になりますね、やっぱり。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 従来の乳価の形成につきましても、私から申し上げるまでもなく、生乳の生産費と全く無関係に形成されておつたものでございまして、一道六県の生産費をもつて加工原料向けの乳価を形成をいたすにいたしまして、直ちにそのために従来の乳価より低く出るといふことは論理的にはないはずでございまして。

事実保証乳価と飲用乳価、飲用向け及びその他の乳価の価格が、私どもが指導してまいりたいと思つていゝ水準で推移をいたしますならば、そのために不足払いを加えた受け取り乳価が農家の立場で、一県単位と言いますか、指定生乳生産者単位で下がるといふことは私は現実にもあり得ないというふうに考えております。

○矢山有作君 ちよつと私ぼんやりしてよくわからなかつたのですが、私が申し上げたのは、過去の乳価形成ではなしに、保証価格というものは全国一律に適用になるわけでしょう。そうすると、その保証価格というものは先ほど言いましたように主要加工原料乳地帯における生産費というものに基つてきめられたわけですからね。そうすると、農村雇用労賃というものがこの主要加工原料乳地帯以外のところのほうが高いと、あなたがおっしゃつたように一般論として高いということがあるならば、この保証価格でびしと締めていった場合には、これはやはり生産農民にとっては不利な面が出てくる、こういうことですね。それを申し上げたのです。そういうふうに解釈していいでしょう。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私のほうも、先ほど申し上げましたように、厳密に他の都道府県との対比において一道六県の臨時農村雇用労賃がどのくらい低いかにいふことを検証してございせんので、はつきりいたしません、感じとしてはおそらくやや低目であらう。でございまして、採用します臨時農村雇用労賃の地域幅を全国に広げた場合と対比をすれば、保証価格水準が低目に出るといふことは、これは仰せのとおりだろうと思ひます。

○矢山有作君 そこで私は問題になるのは、これまでの法案審議の過程で、たとえば基準取引価格よりも実際の取引価格が上回るところにきめられたとしても、それに上乗せする金額は保証価格と基準取引価格の差額を実際の取引価格の上に乗せするのだ、こういう説明を聞いていたのですが、それはそのとおりでいいですね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) その点はこの制度自身が基準取引価格、法定されます基準取引価格というものと保証価格の差額を不足払いするといふたてまえに相なつておりますので、具体的にキログラム当たり五円二十二銭、一・八七五キログラム当たり九円七十九銭といふものが上乗せされることは当時御説明を申し上げたとおりでございまして。

○矢山有作君 そうすると、それだけに私は実際取引価格をきめるときが大切だと思ふのです。というのは、保証価格というものは全国一律に行なわれるわけですから、だから基準取引価格というものをあくまでも全国一律にきめられたとおりにびしとそれで締めていくと、これは有利な地域と不利な地域とはつきり出てきますからね。出てきますね、保証価格が全国一本なんですから。その保証価格全国一本ということとは、主要原料乳生産地帯とそうでないところを比べれば、多少主要原料乳地帯以外のところのほうが不利になる、一般論として、これは局長おっしゃつたのですからね。そうすると、その基準取引価格としてきめられたものを厳格にそのとおりに守らせるといふことになる、これは主要加工原料乳地帯以外の農民は損をするといふまでいくわけですよ。わかりませんか。こういうことですよ。保証価格が全国一律ですよ。ところがその保証価格というものは、主要加工原料乳地帯の生産費で出しているわけですから、そうすると、それ以外——主要加工原料乳生産地帯以外の地域が一般論として不利になるというところはお認めになつたわけでしょう。そうすると、その不利なものを補つていくのは、実際の取引価格にかかってくるわけですよ。実際の取引価格が基準取引価格でびしと締められないで、その地域地域、たとえば市乳化の強い地域ならば、そういう地域が上がつていく。実際の取引価格が基準取引価格より上がつていくことになる、それが、それに上乗せしていくのだから、主要原料乳生産地帯以外の農民の不利は救われるわけですよ。そういうことになりませんか。どうかなその

点。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 矢山先生のおっしゃいましたことで、計算上の問題として、保証価格の基礎となる労賃といふものは、生産費をとる地域を主要加工原料乳地帯にすれば、全国を地域とする場合よりも、低く出るといふことは私も認めていゝわけではございまして。しかし、いずれの水準をとりましても、保証価格といふものは現地に一本になるわけですから、有利か不利かはどの地域の農民も同じことだと思ふのです。ただし、加工原料乳地帯の生乳生産者は、私どもの計算が正しいとすれば、正しいと思つておりますが、正しいとすれば、生産費を償う加工原料乳代を受け取つておる。それに対してその他の地域は生産費を償う加工原料乳代を受け取れないという意味の差が出るという意味では、私も理解ができません。ただ、この問題につきましては、生産費の地域を主要加工原料乳地帯に限定したのは、これは法律のときに御説明申し上げましたとおり、一道六県主要加工原料乳地帯以外には、飲用乳のウエートが、総体的に大きい地域でございまして、飲用乳は先ほどから申し上げましたごとく、また申し上げなくても御存じのとおり、交易条件が有利なわけではございまして、受け取る乳価としてはむしろ、ただいままでのお話と別の角度から、また有利になるはずでございまして。でございまして、加工原料乳の再生産価格といふことを旨として定めるための生産費をとる地域は加工原料乳のウエートの高い地域をとるといふことに制度上したわけではございまして。でございまして、あと、基準取引価格以上の乳価を、取引乳価をきめ、あるいはそういうことによつて取引をするといふことは、生産費のとり方の問題として私は出ている問題ではなくて、乳業者が全体として、あるいはある都道府県の事情として、さらに多くの支払い能力を持つていゝという、その観点から折衝がさるべきものだと思ふのでございまして。その点については先ほどから申し上げましたとおりでございまして、私ども何も乳業者に支

払い能力があるのに基準取引価格以上のものを払うべきではない、あるいはそれを要求すべきではない、そういう指導をいたしているわけではないのです。ただ、用途別取引が明確になった現段階におきましては、用途別取引の本来の趣旨に従った乳価の形成が合理的に行なわれるようにしてもらいたいという指導をしているに過ぎないであります。

○矢山有作君 いま主要加工原料乳地帯以外は市乳地帯ということで、取引条件が有利だという話がありましたが、この問題は、こんがらがらるから、あとにちよつと残しておきます。残しておいて、要は、加工原料乳向けの生乳を保証価格というものでびしとときめていった場合には、主要加工原料乳地帯以外のところのほうがちつと不利になるといふことはいまおっしゃたわけでしょう、第一段階として、だから私の言いたいのは、基準取引価格というものを強く押しつづけますと、これはその不利が救済されないから、だから基準取引価格というものは、それぞれの地域の実態というものがあつたら、したがって、むしろ市乳地帯になればなるほど、原料向けの乳の実際取引価格にしたところで基準取引価格を上回つてもやむを得ぬでしょうと、だからそれを基準取引価格に近いところと押しよとすることのほうは間違ひだ、こういうことを申し上げたわけでありました。そうすれば不足払いが実際の取引価格の上に基準取引価格と保証価格の差額を上乗せするといふのだから、主要加工原料乳地帯以外のところは不利なところが救われてくる。だから実際取引価格を決定する場合には、基準取引価格をなるべく押しつけないように、それぞれの地域性によって適正な水準にきめられるようにかまえていったほうがいいと、こういうことを言いたかつたわけでありました。そのことです。

それから、飲用乳地帯は取引条件が有利である云々という話が出たのですが、その認識は、局長さん、ぼくはやはり再検討しなければいけないのじゃないかと思うのです。もしほんとうに過去の実績においても市乳地帯と目されておるところが

非常に条件が有利だというなら、市乳地帯ほど酪農が後退をしていくという姿は出ないはずなんです、これは、ところが、現実にはそちらから出された資料でも出ておきますように、ずっと見てみると、酪農が飼養戸数、飼養頭数とも後退をしてる府県というのは、市乳化の強いところが案外後退してるのですよ、それから停滞してる

ところもそうなんです。それで生産全体としては、先ほど一般論として局長がおっしゃつたように、北へ北へとへんびなところへ移っていくわけですよ、酪農の中心が。このことは市乳地帯の酪農経営者が必ずしも有利でない。こういうことがやはり実際の問題として出てきておるのじゃないか。だから飲用乳地帯ほど有利なんだ有利なんだという考え方は、やはり是正する必要があるのじゃないかと思ひます。これは話が横へ行きましてたが……。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私のお答えもやや不十分なところがあつたかと思ひます。乳価だけの観点からしますれば、飲用乳地帯が交易条件としては有利であるといふことは、私ははつきりしておると思ひます。ところが経営の立場というところに相なつてまいりますと、単なるといひますか、交易条件だけでは判断ができない点が出てくる。主要な飲用乳地帯というのは都市化が相当急速に進んでおる、あるいは他産業の雇用機会が非常に多いというやうな各種の要因がありまます上に、規模拡大の制約が相当強いというやうなこともありまして、傾向として市乳地帯における酪農は停滞の傾向が強く、比較的加工原料乳のウエートの高い地域の酪農が伸びつづつあるといふことは、御指摘のとおり私も認めるところでございします。

○矢山有作君 だから酪農振興という立場に立てば、有利不利の判断は交易条件だけに限つて私はやつてはいかぬと思ひます。やはり酪農を振興させるというなら、全体的な経営の中から見て、それが酪農民に有利か不利か、こういう判断をされぬと酪農振興にならぬと思ひます。そういう交易条件だけ

に限つて考えると、いま言つたやうに、市乳地帯における酪農の後退というものの対して手が打てなくなる。だから交易条件だけに限るのでなしに、全体としてとらえてみた場合での酪農の経営が有利か不利か、こういう観点から考えていかなければならないと思ひます。

それからまだいろいろあるのですが、もう時間もだいぶん過ぎたし、私もいささか疲れましたので、最後に一、二お伺ひしたいのですが、というのは、先ほど大臣にも申し上げた保証価格の問題なんです。これは大臣に申し上げたのは、あなたが聞いておいていただいたからおわかりと思ひますが、あの不足払い法案審議のときに、やっぱり労働費をどうみるかというので、他産業の労賃並みにみるということに一番激しい抵抗を示されたのは、表に出た形では、私は、畜産局長じゃなかつたかと思ひます。したがって、そういう過程の中でいろいろ審議のこんがらがらる情勢等から、赤城大臣は、酪農の振興という問題を真剣にとらえて、日本のいまの酪農の現状というものを十分認識して、やはり他産業労賃並みで労働費は計算しなければならぬといふことを言われたわけですね。そのことは、大臣があなたの発言を是正されて、そういう方向を打ち出されたのですから、そうすれば、あなたとしまして、その大臣の発言を尊重してその実現に努力するといふのがあつたべき姿なんです。それをあなたには、あの法案の審議のときに、自分が発言したことをあくまで貫こうとして、ことしの乳価の算定の場合にも、あなたの主張どおりに、臨時農村雇用労賃というものでその労働費を計算されたわけですね。これはちよつと問題があるのじゃないですかね。私は、大臣が約束したことをあなたが守る責任があると思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私ども事務局といひましては、法律の趣旨に従ひ、かつ上司の指揮に従つて行政を進めていくべきものと考えておるのをごさいます。赤城大臣の発言の趣旨も、私はそばにおりましたので十分承知をいたしておる

ます。ただ、といひますか、私は、ことしの保証価格等決定をするにあたりまして、決して独断をもつて決定をいたしたわけではございませんで、政府内の意見の調整の上に立ち上司の指揮を受けて原案を作成することに努力をいたしたのでございします。

多少よいことになつたかと思ひますが、赤城農林大臣は、かねがね私どもに、酪農の振興を本気でやるということであるならば、酪農家らしい酪農家は、少なくとも近所隣りの月給取りと均衡するやうな報酬、生活水準を得られるのでなければ実現しないだろう、ということをおっしゃつておられたのをごさいます。赤城農林大臣の日記の私どもに対する指導精神というものは、今日も私どもは持ち続けてまいりたいといふふうに思つておるのをごさいます。

○矢山有作君 しかし、赤城さんは他産業並みの労賃をとるのだといふことははつきり言われておるのです。しかも、私は先ほど言ひましたやうに、他産業並みの労賃をとるといふ場合に、それが五人規模だとか三十人規模だとか全規模だとかいうことは言へません、これは検討しなければならぬが、他産業並みの労賃はとりまします、ということをはつきり言つておられるわけですね。あなたはそばにおられたから聞いておられると思ひます。ところが、あなたの答弁によれば、上司の指揮によつてやつてると言ひます。そうすると、赤城大臣はそをついたといふことになるのですが、赤城大臣はうそをつきですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 最後のお尋ねは、私も軽輩がこのやうな席でお答えすべき問題ではなからうと存じます。

〔理事野知浩之君退席、委員長着席〕

○矢山有作君 赤城さんが、前大臣が言われたことを私がいま申し上げたわけですね。他産業並みの労賃をとりまします、しかし、その場合十人規模になるか二十人規模になるか、三十人規模になるかわかりませんが、それをおとりになると大臣が言つたことは認められるでしょう。會議録がある

から。会議録が捏造されてなければ……。そのとおりなんですかね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 会議録を私も持ってきたつもりでございますが、ただ、委員会の席上におきまして、赤城大臣としては、労賃の評価といふものは安定的なものとすることが望ましいと、そういう意味を含めて当該地域の他産業等の労賃をもつて評価をすることがよいのではなかつたかと自分自身という趣旨の御発言をしたと記憶をいたしております。

○矢山有作君 それで、それについていまのところ十分な統計その他の資料がないと、だからはっきりしたことは言えぬというところは言うておられますね。ところが、そういう統計とか実態の把握がなくても、それは実態を把握してやるべきじゃないかという重ねてのこれは渡辺委員の質問があった。それに対して赤城さんが、先ほど私が読んだように、いま統計とか実態の把握ができておりませんから、この保証価格をきめるについては実態を把握するように努力をいたしたい。それでその上で他産業労賃を労働費に計算をしていくのだというところは前の答弁でも出てくるのですが、そうなるのじゃありませんか。それで、あるいは百歩譲つてたとえは、そういうことになりませんが、たとえば即時四十一年度から実行するといふことを約束したわけじゃありませんとあなたはおっしゃりたいのだと思うのだが、だったらこの大臣の答弁はいつ生かされるのですか、問題は……。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 行政価格の水準を決定いたします生産費の算定方式をいかにすべきかといふことは非常に広範な立場で実は検討すべきものと思つておるのでございます。それで当該農産物の生産の事情あるいは流通の事情等また、他のものといふことも、同じ市乳の中にも加工原料以外のものもござりますので、それらの流通経済の実態といふものと調和することがやはり総括としてあるのではないかと、私自身としては考へております。そこで、私も実はいわゆる農村

臨時雇用労賃を採用するという方式で、しかも全規模階層を平均化して算定をするという方向を永久にいたしますか、長く取り続けることが合理的であるかといふことに若干疑問を持つております。でござりますので、私も明年度につきましても、より合理的な、また生産性の向上といふものが農民にも生産農家にも帰属する保証といふものがどういふ形で方式化されるかという点を含めて検討をしたいものであるといふふうに考へておるのでございます。その点は法律にもござりますように、畜産物価格審議会の御審議等を経た上で、さらにより合理的な方式といふものがあるならばそれを採用していくということにすべきではないかというふうに思つておる次第でござります。

○矢山有作君 私はどちらかといふと、あなたの逃げ道をこしらへるつもりで、百歩譲つて質問したのですが、そういう御答弁になると、私もやはり国会の審議といふものを立ててものを言わなければならぬことになる。国会の審議において、法律をどういふふうに具体的に適用していくかといふことが赤城さんによつて明らかにされたわけですから、そのことはあなたもちゃんと御存じのとおりなんです。そうしたら、審議会にかけるとおきぬといふ問題は、その明らかにされた解釈の範囲内で審議会にかけていくのが行政の仕事をしよう。赤城さんがはつきり言つておられるのは、こういうことを言つておられるのです。「具体的には米の場合にもありますように、他の製造業につきましても全部をとるとか、三十人をとるとか、五十人をとるとか、いろいろそういう問題もありまゝです。そのほか、具体的に算定をやるときにはいろいろの資料によつて相当問題があろうと思ひますが、考へ方は、私はそういう方向で考へたらいふんじやないか、こう思ふのです。」考へ方といふのは、他産業労賃でやると、この考へ方です。そういう答弁をしておられる。そうすると私が繰り返して言つておられるように、他産業労賃をとるといふことは、大臣ははつきり言つておられる。ただその規模を

どの程度にするかといふことは、これは検討すると言つておられる。それで参議院に来て、統計、実態の把握がないから、それを把握をしてやるんだと言つておられる。そうしたら、やはり審議会にかけるときには、その範囲で審議会に相談をかけるべきなんです。その明確に示された具体的な適用に対する大臣の考へ方を逸脱した形で、審議会に示されるというところは、これは間違ひじゃないですか。これは明らかに間違ひです。その点を私も追及しておる。そういうことが恒例化されてくると、国会でどんな約束をしたつて、どういふ話し合いをしたつて、これは全然行政で無視されるという前例ができてしまふのです。これは事、社会党だけの問題じゃありません。国会に席を置いておる者としては、これはたいへんな問題です。この点を私は言つておるわけです。これは一貫した赤城さんの答弁ですからね。しかもその答弁は、あなたが農村雇用労賃をとるのだといふことに対して、衆議院段階で粉砕をして、粉砕をした中で、与野党の理事の折衝の中で、大臣はこういう答弁をしておられるのですからね。これはたいへんな問題ですよ。あなたは軽く言つておられますけれども、だから私はあなたが答弁できやういふことと思つて、あなたが国会無視だといふことにならぬようにと思つて、百歩譲つて考へた場合に、いつから大臣答弁のとおりになるのかと聞いたのです。それに対して、のらりくらりさつぱり見当のつかぬようなことを言われるならば、われわれとしては国会答弁どおりにやらにやいかぬじやないかといふことになる。この見解ははつきりしなければならぬ。それからあなたは他の比較とか、あるいは加工原料乳だけじゃなしに、ほかの市乳の取引の問題もあるとか何とか、いろいろおっしゃるけれども、少なくとも加工原料乳なら加工原料乳に対しての方針がきちつと確立してこないのに、ほかが出てくるはずがない。原料乳価格については農村雇用労賃でいいのですと、ばあつと示される。そのほうが公的な意味を持つてくる。もつと言へば権力的な意味を持つてくる。そうす

ると、その他有利なものがあったとしても、それが基準になつて有利なものを引き下げるという作用をする。それはそうだろう。あなた行政をやつていて一番よく御存じでしょう。そういうことを私たちはおそれている。だからそれではならぬ。だからあくまでも国会で明らかにされた方針に従つて乳価の算定はなされるべきである。そのことによつてはじめてその他の問題についても適正なものが出てくるはずだ。それをちよつと誤解しておられるのですよ、あなた。だからあなたがもしそれをやる上において、それをやったら、大蔵省その他あらゆる方面から徹底的に押えつけられてできませぬんだ。ですから圧力に負けて、臨時農村雇用労賃を採用せざるを得ませんでしたとおっしゃるなら、それは私もそれだけのことについては納得いたします。その辺をはつきりしてください。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 四十一年度の総額の算定にあたりまして、われわれも事務的にいろいろと検討をいたしてまいりましたし、政府部内も、もちろん意見調整といふこともなければきまるところではございませぬで、意見調整が行なわれたのでございませぬが、最終的には、事はきわめて重大な問題でござりますから、上司の指揮を受けた上で、私も事務的に算定作業をいたしたわけでございます。明年度以降の問題につきましては、先ほど大臣からの答弁、大臣からお答えをいたしましたが、また次第でござりますので、私も慎重な、事務的には慎重な態度で、本法の趣旨に沿うような方向の検討をいたす、上司の指揮のもとに価格決定作業にあたりたいといふふうに思つております。

○矢山有作君 あくまでも上司の指示に従つてこれをやつたといふことになりまゝと、これは赤城さんが食言をした、うそをついたといふことになるし、それからさらに坂田農林大臣も自分が農林水産委員会の委員として、この審議に参加して、そのいきさつといふものは承知しておりながら、大臣の席にすわつてそれを破つたといふことにな

ります。で、政務次官ね、これはたいへんな問題なんです。このことは国会のあり方の問題として、ただ単に乳価決定の問題だけがなして、国会のあり方の問題として、これは重要な問題です。その点についてどういうふうにお感じになりますか。これは直接審議に携わっておらんから、よく御承知ないと思ひますけれども、私と局長とのやりとりを聞いておられて、そういうことがあったということはおわかりになった次第だと思ひます。だから国会議員であるという立場、政務次官であるという立場、そういう立場から、国会で定められたことが、行政府で一方的にねじ曲げられたという点について、どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(後藤藤隆君) この問題につきまして、先ほど農林大臣から直接詳細な御答弁がありましたから、私が申し上げることはどうかと思ひますが、それと同時に赤城農林大臣の国会における答弁が、どういふような趣旨の答弁をしておられるのか、そこも実は私存じませんから、正確なことは申し上げにくいのでありますが、ただ私は、農林大臣が国会で一応答弁されたことは、できないことはやむを得ないけれども、できることはなるべく趣旨を生かしてやはりその方向に向かつていくことが必要である。なお私もその趣旨に向かつて、その方向に向かつていくようにならうに努力をいたしたいと、こういうふうなふうに考えております。

○矢山有作君 政務次官のほうから、率直なお話があったわけですが、やはり国会ではつきりされたことは、私はこれを守るように、責任ある政務次官としては今後努力していただきたいと存じます。それで私は、こういうふうな保証価格の算定というものが、せつかく方針が出ておられるが、ねじ曲げられてくるというところは、どこでそういうことが問題になってくるのかというところは私は疑わざるを得ない。それでも畜産局長が先頭に立て、大臣の答弁をくつがえしたということならこれはたいへんなことだ。畜産局長、ところ

が、もしそうでなくて出てきたというなら、これは政府全体の責任になってくるわけですね。たとえば、私はその点について、いろいろといきさつがあったらどう思うのは、あの不足払い法案が審議になるときに、私は実は政府内部でいろいろあの制度を実施する上に問題点になったものを集約した資料を持ってあります。これは四十年の三月十日付で出てあります。その中に「保証価格については、乳製品の需給事情等を反映した抑制係数の採用等不足払い額が乳製品の需給実勢に關係なく増加することを抑制する仕組を考慮すべきである。」というところが論点としてあげられておるわけですね。このことが私は保証価格の算定についてあらわされてきたんじゃないか。このように解釈しているんですが、これは畜産局長の立場に立つて、私はあなたの立場を救済する意味で善意で言っているんですよ。そういう姿勢が政府内部全体にあつたんじゃないかということ、私は少なくとも畜産局長が自分の發言を国会の段階でくつがえして、大臣がはつきり示したものを、その事情を御存じになっておつて、あなたが先頭に立つて、大臣の示された見解をお破りになったとは考えたくないんです。ですから政府内部のいろいろな關係からしてそれができなかったんじゃないか、そう思ふんですが、そうであるとするならば、やはり今後畜産局としては、その大臣の答弁が一日も早く実施される方向で全力をふるう必要があるんじゃないか、私はそのことを申し上げたいと思ふのです。これ以上あなたを責めても、これはどうにもこれ以上のおそらく前進した答弁は出ないだらうと思ひます。ただ問題点は、ただ単なる乳価の決定の問題でなしに、国会の立場に關係してくる問題だということをお考えいただきたい、今後の態度というものを、やはりあなたは大臣答弁どおりを実施する責任というものを負うんだ、そういうことをやりますというだけではあなたの口から私はおっしゃつておいていいんじゃないかと思ふのです。

○政府委員(後藤藤隆君) 私どもも赤城農林大臣の国会における發言の御趣旨は、先ほど申し上げましたように、体してまいりたいと思つておりますので、保証価格の決定につきましては赤城大臣の御發言の趣旨を体しつつ、より合理的、より前進をし得る態勢のために努力をしてみたいというふうな思ひます。

○矢山有作君 まあ努力の成果というのは一年先ではつきりして行くわけですが、ただ単なることでの答弁ということではなしに、赤城大臣の發言が一年後に実になるように、これは全力をあげていただきたい。このことについてはもうそれ以上申し上げませんから、これは農林省、畜産局として全責任をもつていただきたいと思ひます。

それから最後に一つだけ伺つて、やめます。先ほど局長が言われた集送乳の面の合理化の問題なんです。これは私はやはり国の責任において強力に推進していただく必要があるんじゃないかと、こう思ひます。それというのは、現在の集送乳施設等の状況、集乳所、それからタンクローリーその他の集送乳施設を見ても、これは乳業メーカーがかなりみずからやつているところもあるし、それから提供してこれを酪農民に使わしておる形もあるし、いろいろな複雑な形があるわけなんです。ところが集送乳の合理化を考へて、工場渡し、これは私はそういう集送乳施設を国が責任をもつてやつて、メーカーに頼らない姿勢というものがどうしても必要になつてくると思ふのですが、そういう方向でやはり行政を進めていただきたいと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(後藤藤隆君) 矢山先生の御質問の御趣旨私も全く同様に考へておりました。ただ現段階では御承知のように、全国ほとんど津々浦々にわたります集送乳施設というものがメーカーを主体として設置されたものが多いわけでごさいます。これを本来の姿として、工場までは生産者側だという理想的な姿に近づけるように努力をしたい。なおそれを通じて集送乳コストの遞減というところをはかつていくようにいたしたい。現在

も計画的な集送乳路線の整備のための施設の設置、統合等については助成の道を講じておるのでございまして、金銭措置等とあわせ、ただいまの御意見の方向で努力をしてみたい。相当の期間を要すると思ひますが、根強くその点を進めてまいりたいというふうな思ひます。

○矢山有作君 それから乳価の問題なんです。乳価は基本乳価以外にいろいろな俗稱裏乳価といふものがくつついていて、非常にこれは複雑になつておるのですが、用途別の取引を確立して、そして不足払い制度を有効に使うという上からこの乳価のあり方というものを対してやはり考へていかなければならぬのじゃないか、乳価を一本できめるように……。私調べたのに、裏乳価と称せられるものだけでも大まかに分けて、出荷乳量に応じて定期的に生産者に支払われていると思われる裏乳価、こういうものの、それから不定期に支払われていると思われる裏乳価、組合に対して支払われると思はれるものは二十以上あるのです。たとえば(1)の中には乳量に対して支払われるものといふことで大口出荷奨励金、専業手当、増産奨励金、多頭化奨励金、それから乳質改善奨励金、一等乳生産奨励金、原乳衛生奨励金、それから市乳補助金それから不定期に支払われているもの、これは導入資金の利子補助金、それから経営改善奨励金、冷却装置設置補助金、それから牧草種子購入補助金、それから組合に対しては、運賃助成金、組合活動費、指導事業助成金、指導協力費、獣医助成費、酪農経営安定助成金、組合育成助成金、協力費、単協手数料、こうなるのです。こういうものがいろいろな形で出て、これがやはり乳価のきめ方に非常な不明朗な余地を残しておるわけなんです。ですからこれをやはり一掃するということ考へていく必要があるのじゃないかと、それはむずかしい問題でしようがね、その点が一つ問題なんです。特に指導關係のものとか、獣医に對する助成費とか、いろいろとこんなものを乳

業メーカーにまかせにしておくことが間違いないで、こういう点はもう少しこれは生産者団体がやり得るような態勢をつくってやらなければ、これは乳業メーカーとの関係が切れませんよ。しかもいま乳業メーカーは、自分たちが確保しておる集乳園をくずすまいとしてやっきとなつておるでしよう、地方の実情というものは何だかんだといつて裏工作やつておるわけですよ。だからそういう弊害を断つためにこの裏乳価の掃、これはやはり今後、非常に重視してもらわなければならぬと思うのですが、この点の方針……

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私どもも従来からいわれる裏乳価といいますが、公益条件として非常に不安定な対価が支払われているといふことについては適當でないという考え方をもち、具体的な事例が示されました場合にはその整理を懇話してまいつたのでございますが、今回一県単位の指定生産者団体ができました機会に、乳の販売に対する反対給付として出されるものは、できる限り単純化し、公正なものにしていくというふうな指導してまいりたい。ただ奨励金といいますが、そういうものの種類の中には、生乳生産者団体の立場から見ても生産の合理化なり、あるいは乳質の改善等を誘導するためにある程度のこととをせざるを得ないというものもあるかと思ひますが、二十数種の基本乳価以外のものがあるといふことはきわめて不適切でございまして、御意見の御趣旨に従つた方向で指導してまいりたいというふうに思ひます。

○矢山有作君 乳質改善なんかも、これはやはり国なり地方公共団体が責任をもつてやるべきです。こんなものをメーカーの指導にまかしておいて、メーカーがそういうことで金を出すようなことをいつまでも続けることはやはりよくないが悪いのです。そういうものの技術面だとか集乳施設の施設とか、いろいろな問題たくさんあるわけですから、それはやはり全部国なり地方公共団体として責任をもつてやらなければ、これはメーカーの暗躍を避けられないです。メーカーとの手が切

れませんよ。いままでの既成の酪農組合と会社はやっぱり切り切つて考えてやらないといかぬと思ひます。特に生産者団体に自主性を持たせる。乳業メーカーにかき回されないように生産者団体に自主性を持たせるということが一番です。その上から考えたら、乳質改善だつてメーカーにまかしていいのはいけません。乳質改善をやらなければならぬのは当然なんです。たとえば例にあげられたいような、そんなことも国なり地方公共団体がやるべきです。そうお思ひになりませんか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 乳質の改善の問題等、これはもちろん行政庁、それから生乳生産者団体自身、末端の指導を行なうべきであると思ひます。その点は御意見のとおりでございしますが、生乳生産者団体自身が乳質の改善のために一種の奨励措置をとるといふことが私はやっぱり現段階では必要ではなからうかという感じがいたします。このメーカーが末端の単位酪農組合、あるいは個人に對してやるというふうなことは、これは避けざるべきだ。すべてメーカーとの関係における代価の授受の窓口は、これはあげて指定生産者団体にするといふことで従来の乳業者、乳業企業の単協なりあるいは酪農民に対する経済力をもつてする支配力というものは排除する方向で私どもも姿勢を正して指導したいというふうに思ひます。

○矢山有作君 私もういふ意味で申し上げたのです。生乳生産者団体が乳質改善等をやつていくのはあたりまえなんです。それがメーカーから金をもらわなければできないという形がいけないということなんです。そういう方向でやつていただければいいのです、自主的にやつていただく。それでまだお尋ねするところいろいろあるのです。あまり時間が長くなりますから、私はまあこれで質問を打ち切りますけれどもね。問題は、現在の酪農の実態というものは、私が申し上げんでもよくおわかりのように、停滞傾向というののはつきりしている。停滞だけでなしにむしろ減退の傾向すら出ているわけですから、それをただ単なる不足払制度を採用しただけでは私は解決がつか

ないと思ひます。やはり酪農全体の積極的な振興策というものは、生産、加工それから流通、あらゆる面にわたつて進められていかなければならぬわけですね。特に先ほど局長のほうからの指摘がありましたように、市乳なんかの問題を考えた場合に、小売り段階にいろいろ問題があるとおつしやつた。そういう全般的な施策というものをやっぱり強力に進めていっていただきたい。そうせぬといふと、おそらく私は、実が国内の生産がさっぱりだめになり、最近はまだ米が不足になり出したように、酪農がまた崩壊するのだということになつてはたいへんだと思ひます。少なくとも選択的な拡大といふことで、主食の米といふものにつぐものとして牛乳といふものを考えてゆくなら、そういう点についての施策の充実、強化ということを私は強く要望いたしまして、質問を終わります。

それから言ひ落しました、それから質疑の中で提出すると言われた資料については、これは御提出をお願いしたいと思います。

○政府委員(橋垣徳太郎君) ただいまお触れになりました、私のほうから提出したいと申しました資料は、整備の上、御提出を申し上げます。

○委員長(山崎齊君) 本件についての質疑は、本日は、この程度にとどめ、散会いたします。

午後五時五分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農地管理事業団法案
農地管理事業団法案

農地管理事業団法案

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十九条)

第三章 業務(第二十条―第三十七条)

第四章 財務及び会計(第三十八条―第四十九条)

第五章 監督(第五十条・第五十一条)

第六章 雑則(第五十二条―第五十五条)

第七章 罰則(第五十六条―第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 農地管理事業団は、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他の農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農地」及び「採草放牧地」とは、それぞれ、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。

2 この法律において「未墾地」とは、農地及び採草放牧地以外の土地で、開発して農地又は採草放牧地とすることが適當なものをいう。

3 この法律において「附帯施設」とは、農地若しくは採草放牧地の農業上の利用のため又は未墾地の開発後の農業上の利用のため必要な土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、工作物又は水の使用に関する権利をいう。

(法人格)

第三条 農地管理事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額す

るものとする。

(登記)

第六條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 事業団でない者は、農地管理事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九條 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第十條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十一條 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

(役員任期)

第十二條 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十六條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十七條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十八條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十九條 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設の売買又は交換のあつせんを行なうこと。

二 農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の買入れ、交換及び売却を行なうこと。

四 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の借受け及び借受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の貸付けを行なうこと。

五 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設を貸付けの方法により運用すること又は売却することを目的とする信託の引受けを行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団が附帯施設について前項第一号から第五号まで(未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号)に掲げる業務を行なうことができるのは、その附帯施設に係る農地、採草放牧地又は未墾地についてこれらの各号に掲げる業務とあわせてその附帯施設に係るこれらの各号に掲げる業務を行なう場合に限るものとする。

(業務実施地域)

第二十一條 事業団は、農林大臣が次条の規定により指定した業務実施地域の区域(その区域が第二十三條の規定により変更されたときは、その変更後の区域)内にある農地、採草放牧地又は未墾地及びその農地、採草放牧地又は未墾地に係る附帯施設につき、前条第一項第一号から第五号まで(未墾地及び未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号)に掲げる業務を行なうものとする。

第二十二條 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、一定の区域を事業団の業務実施地域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村に協議し、かつ、都道府県農業会議の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による指定は、国土資源の総合的な利用の見地からみてその区域内における土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められる農業地域で、その区域内における農地保有の合理化等農業構造の改善を図るためその区域内にある農地、採草放牧地又は未墾地についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められるものについて、するものとする。

4 第一項の規定による指定は、その期日の三十日前までに告示をもつてしなければならない。

第二十三條 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、事業団の業務実施地域の区域を変更することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第三項中「その区域内」とあるのは、「その変更後の区域内」と読み替へるものとする。

第二十四條 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。

2 第二十二條第四項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

第二十五條 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十三條第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第二十六條 事業団の業務は、農業を営む個人又は農業生産法人(農地法第二條第七項に規定

一年法律第六十二号) 第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、農林大

臣の権限に属する。

第三十四条 事業団への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、事業団が受託者の任務を辞し、又は同法第四十七条の規定により解任された場合には、終了する。

第三十五条 事業団への信託には、信託法第七十二条、第二十六条、第四十一条、第四十四条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

(業務の委託)

第三十六条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会その他の金融機関に対し、第二十条第一項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務のうち買入れ又は売渡しの対価及び交換差金の支払及び徴収に関するもの並びに同項第四号に掲げる業務のうち借受け又は貸付けに係る対価の支払及び徴収に関するものの一部を委託することができる。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、その業務(第三十二条第三項に規定する事務及び前項に規定するものを除く)の一部を委託することができる。

3 第一項に規定する金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十七条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同

様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を附しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第四十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額

を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び農地管理事業団債券)

第四十二条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は農地管理事業団債券(以下「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の保証)

第四十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規

定に基づき政府が保証契約をすることができ

債務を除く)について保証することができ

(償還計画)

第四十四条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(交付金の交付)

第四十五条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金の運用)

第四十六条 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

取得

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第四十七条 事業団は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第二十条第一項第三号の規定による農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の交換及び売渡し並びに同項第五号の規定による信託の引受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の売渡しをしようとするときは、この限りでない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第五十条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十一条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第五十二条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(事業団に対する農地又は採草放牧地の権利移動の通知義務等)

第五十三条 事業団の業務実施地域の区域内にある農地又は採草放牧地の所有者は、その農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定しようとするときは、農林省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農地又は採草放牧地の所在の場所及び面積、当該権利の種類その他農林省令で定める事項を書面で事業団に通知しなければならない。ただし、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について当該権利を移

転し、又は設定しようとする場合、当該権利の移転又は設定を受けようとする者が国、都道府県又は事業団である場合その他農林省令で定める場合は、この限りでない。

2 事業団は、前項の規定による通知を受けた場合において、第二十六条に規定する者がその農業経営を改善するため当該通知に係る農地又は採草放牧地を取得し、又は借り受ける必要があると認められるときは、その必要と認められる理由を示して、当該通知をした者に対し、当該農地若しくは採草放牧地をその第二十六条に規定する者に対して譲り渡すようあつせんを行ないたい旨又は当該農地若しくは採草放牧地を事業団が買入れ、若しくは借り受けた旨の申出を書面でするものとする。

3 第一項の規定による通知をした者は、当該通知をした日から十日を経過する日まで(その期間内に事業団から前項の規定による申出があつたときは、その申出を受けた日から二十日を経過する日まで)は、当該通知に係る権利の移転又は設定をする契約を締結してはならない。ただし、事業団から前項の申出をしない旨の通知があつた後は、この限りでない。

(大蔵大臣との協議)
第五十四条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七條第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十四条又は第四十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十七條第二項、第四十七條又は第四十九条の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第四十条第一項又は第四十八條の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十六條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第五十六条 第五十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第七條の規定に違反した者

二 第五十三条第一項の規定によりなすべき通知をしないで、同項に規定する権利の移転又は設定をする契約を締結した者

三 第五十三条第一項に規定する通知について、虚偽の通知をした者

四 第五十三条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間内に同項の契約を締結した者

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に農地管理事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第三十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前にとあるのは、」事業団の成立後遅滞なく」とする。

(農地法の一部改正)
第九条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農地管理事業団が農地管理事業団法（昭和四十一年法律第 号）第二十條第一項第三号から第五号までに掲げる業務としてこれらの権利の設定若しくは移転を受け、又はこれらの権利の設定若しくは移転をする場合

第三條第二項第六号中「一時貸し付けようとする場合」の下に、「農地管理事業団がその土地を一時貸し付けようとする場合」を加える。

第六條第六項中「及び第九号」を、「第九号及び第十一号」に改める。

第七條第一項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十條第一項第四号に掲げる業務として借り受けている小作地又は小作採草放牧地

十二 農地管理事業団が所有する小作地又は小作採草放牧地で、農地管理事業団法第二十條第一項第三号に掲げる業務として交換若しくは充渡しをするまでの間一時貸し付けているもの又は同項第五号に掲げる業務に係る信託財産であるもの

第八條第一項第二号中「及び第九号」を、「第九号及び第十一号」に改める。

第二十條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

二 解約の申入れ、合意による解約又は貸賃借の更新をしない旨の通知が、農地管理事業団法第二十條第一項第四号に掲げる業務として農地管理事業団が借り受け、又は貸し付けている土地につき行なわれる場合

（解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸賃借の終了する日、貸賃借の更新をしない旨の通知にあつてはその貸賃借の期間の満了する日が農地管理事業団の借受けの期間が満了することとなる日以前一年以内でない場合を除く。）

三 解約の申入れ、合意による解約又は貸賃借の更新をしない旨の通知が信託事業又は農地管理事業団法第二十條第一項第五号に掲げる業務に係る信託財産につき行なわれる場合（その貸賃借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸賃借の終了する日、貸賃借の更新をしない旨の通知にあつてはその貸賃借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日以前一年以内でない場合を除く。）

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十一條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第九号ノ五ノ次に次の一号を加える。

九ノ五ノ六 農地管理事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十三條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農地開発機械公団の項の次に次のように加える。

農地管理事業団（昭和四十一年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第十四條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農地開発機械公団の項の次に次のように加える。

農地管理事業団（昭和四十一年法律第 号）

（地方税法の一部改正）

第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十 農地管理事業団が農地管理事業団法（昭和四十一年法律第 号）第二十條第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産

第三百四十八條第二項第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

同項第二号の次に次の一号を加える。

二の五 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十條第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

附則第五十四項の次に次の二項を加える。

（農地管理事業団のあつせん等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

55 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんにより土地を取得した場合（当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限る。）及び同項第三号の規定による充渡しにより土地を取得した場合（当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。）における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に對する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による充渡しに係る当該土地の取得の対価の額に對する当該対価の額のうち同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

56 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失つた土地の価格に相當する額を価格から控除するものとする。

（行政官庁設置法の一部改正）

第十六條 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

（農地管理事業団のあつせん等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

55 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんにより土地を取得した場合（当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限る。）及び同項第三号の規定による充渡しにより土地を取得した場合（当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。）における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に對する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による充渡しに係る当該土地の取得の対価の額に對する当該対価の額のうち同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

56 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失つた土地の価格に相當する額を価格から控除するものとする。

（行政官庁設置法の一部改正）

第十六條 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

（農地管理事業団のあつせん等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

55 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんにより土地を取得した場合（当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限る。）及び同項第三号の規定による充渡しにより土地を取得した場合（当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。）における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に對する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による充渡しに係る当該土地の取得の対価の額に對する当該対価の額のうち同法第三十條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

56 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失つた土地の価格に相當する額を価格から控除するものとする。

（行政官庁設置法の一部改正）

第十六條 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第十七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農地管理事業団の指導監督を行なうこと。

第十条第二項中「第三号」を「第三号の二」に改める。

昭和四十一年五月二十日印刷

昭和四十一年五月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局